

2018 ▶ 2027

いばらきまち未来への道しるべ

茨城町第6次総合計画

三世代が共に輝く元気交流空間

夢と希望を未来へつなぐまち

茨城町第6次総合計画

2018 ▼ 2027



茨城町

茨城町



いばらきまち未来への道しるべ

茨城町第6次総合計画

三世代が共に輝く元気交流空間
夢と希望を未来へつなぐまち

茨城町

ごあいさつ



本町では、まちづくりの指針として、茨城町第5次総合計画を平成20年12月に策定し、目標とする町の将来像「安全・安心で活力あるまち いばらき」の実現を目指し、町政発展に向けこれまで様々な施策に取り組んできたところであります。

現在、地方が直面している少子高齢化や人口減少は、さらに進行していくことが予想されております。本町においても、産業・地域活動やコミュニティ活動をはじめ、あらゆる活動の担い手が減少し、将来的な町全体の活力低下が懸念されています。このため、戦略的な人口減少対策をはじめ、地方創生・一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを確実に進めていくことが重要かつ緊急の課題となっております。

茨城町第6次総合計画では、これまでの計画を継承・発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、全ての分野において、農業や“世界の酒沼”をはじめとする本町の持つ特性、資源を最大限に生かしながら、将来像であります「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」を掲げるとともに、まちづくりの基本理念であります「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」に基づき、6つの分野目標を柱に据え、重点プロジェクトを中心に各種施策を進めていくこととしております。

まちづくりは、町民と行政が連携、協働して進めることが何よりも大切であります。これからの新しい時代を、皆様と共に拓いていけるよう、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました茨城町総合計画審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

茨城町長 小林 宣 夫

茨城町民憲章

昭和59年11月9日
制定

わたくしたちは、美しい自然と、豊かな大地にはぐくまれて、限りない躍進をつづける茨城町の仲間です。

美しく愛に満ちた郷土づくりに、責任と誇りをもって参加するため、ここに町民憲章を定めます。



- 1 ふるさとの自然を守り、
美しい環境の町をつくりましょう。
- 1 からだをきたえ、教養を高めて、
すこやかな町をつくりましょう。
- 1 隣人や家庭の愛を大切にして、
まごころのかよい合う町をつくりましょう。
- 1 自分の仕事に責任と誇りを持ち、
活気に満ちた町をつくりましょう。
- 1 文化遺産を愛護し、
先人の努力に感謝できる町をつくりましょう。

町の花「桜」



町の木「梅」



町の鳥「うぐいす」



目 次

総 論

第1章 「いばらきまち未来への道しるべ」とは

1. なぜ計画をつくるのか.....	2
2. 計画の位置づけと役割.....	3
3. 計画の構成と期間.....	4
4. 計画づくりで重視したこと.....	5

第2章 茨城町の概況

1. 位置と地勢、町の歩み.....	6
2. 人口の推移.....	8

第3章 新たなまちづくりに向けて

1. 生かすべき特性・資源.....	10
2. 反映すべき町民の声.....	14
3. 対応すべき時代の流れ.....	21
4. 新たなまちづくりへの主要課題.....	24

基本構想

第1章 茨城町が目指す姿

1. まちづくりの基本理念.....	30
2. 将来像.....	31

第2章 人口の目標と土地利用構想

1. 人口の目標.....	32
2. 土地利用構想.....	33

第3章 計画の体系と分野別の取り組み方針

1. 計画の体系.....	36
2. 分野別の取り組み方針.....	37

前期基本計画

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

1-1 保健・医療.....	44
1-2 子育て支援.....	49
1-3 高齢者支援.....	52
1-4 障がい者支援.....	56
1-5 地域福祉.....	60
1-6 国民年金・低所得者福祉.....	63

第2章 快適で安全・安心な生活環境のまち	
2-1 環境保全	65
2-2 ごみ処理等環境衛生	69
2-3 上・下水道	72
2-4 公園・緑地	76
2-5 消防・防災	79
2-6 交通安全・防犯	84
2-7 消費者対策	88
第3章 次代を担う人を育む教育・文化のまち	
3-1 学校教育	90
3-2 生涯学習	95
3-3 スポーツ	99
3-4 文化芸術・文化財	102
3-5 青少年健全育成	105
第4章 活力と交流あふれる元気産業のまち	
4-1 農林水産業	108
4-2 商工業	112
4-3 観光・交流	115
4-4 雇用対策	120
第5章 未来への生活基盤が整ったまち	
5-1 土地利用・市街地整備	122
5-2 道路・公共交通	125
5-3 情報化	129
5-4 住宅、定住・移住対策	132
第6章 みんなの力でつくる自立したまち	
6-1 町民参画・協働	136
6-2 コミュニティ	140
6-3 人権尊重	143
6-4 男女共同参画	145
6-5 行財政運営	148
重点プロジェクト	152
資料編	
茨城町第6次総合計画策定経過	160
茨城町総合計画策定条例	161
茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）	162
茨城町第6次総合計画の策定について（答申）	163
茨城町総合計画審議会条例	164
茨城町総合計画審議会委員名簿	165

総論

第1章 「いばらきまち未来への道しるべ」とは

第2章 茨城町の概況

第3章 新たなまちづくりに向けて

第1章

「いばらきまち未来への道しるべ」とは

1. なぜ計画をつくるのか

本町では、平成20年12月に茨城町第5次総合計画基本構想（平成20年度～平成29年度）及び前期基本計画（平成20年度～平成24年度）を、平成25年3月に後期基本計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、将来像として掲げた『安全・安心で活力あるまち いばらき』の実現を目指し、様々な施策を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、少子高齢化・人口減少の急速な進行や、これを踏まえた地方創生^{※1}の時代の到来、安全・安心や環境・エネルギーへの意識の高まりをはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、町内においては、人口減少が加速し、これへの対応が大きな課題となっているほか、町民の意識は、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“快適・安全・安心な住環境の整備”、“子育て・保育・教育環境の充実”を重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢の変化や町の課題、町民ニーズに的確に対応しながら、将来にわたって自立・持続可能な茨城町をつくっていくためには、すべての町民にわかりやすく、また参画が得られやすい新たなまちづくりの計画を持つ必要があります。

このため、現計画の計画期間が終了することを機に、現計画を継承・発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、本町の未来への道しるべとして、茨城町第6次総合計画を策定します。

※1 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

2. 計画の位置づけと役割

本計画は、以下のような位置づけと役割を持つ計画として策定しました。

計画の位置づけ

茨城町の「最上位計画」

本町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものです。

計画の役割

茨城町民にとっては

まちづくりの共通目標

まちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための共通目標です。

茨城町行政にとっては

総合的な経営指針

新たな時代の自立した茨城町をつくり上げ、持続的に発展させていくための総合的な経営指針です。

国・茨城県・周辺自治体に対しては

町の主張・情報発信

必要な施策を要請するための茨城町の主張を示すとともに、全国に向けて茨城町を積極的に情報発信するものです。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つからなっています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

基本構想

本町の特長・資源や町民の声、時代の流れ、そしてまちづくりの課題を踏まえ、本町が目指す姿と、その実現に向けた計画の体系や方針などを示したものです。

計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

基本計画

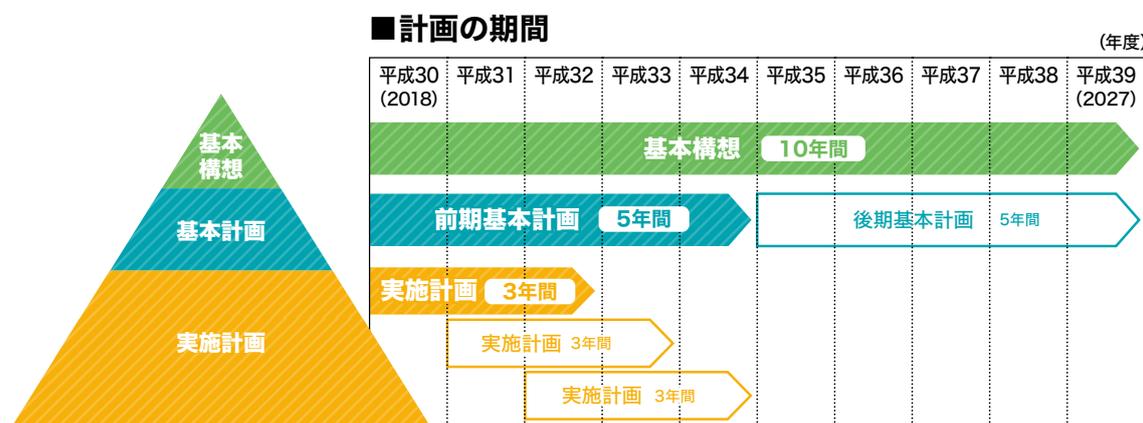
基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したもので、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、前期・後期に分けて策定します。

計画の期間は、前期基本計画が平成30年度から平成34年度までの5年間、後期基本計画が平成35年度から平成39年度までの5年間とします。

実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとします。

計画の期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



4. 計画づくりで重視したこと

本計画は、計画の役割や本町をめぐる環境の変化を踏まえ、次のような視点を重視して策定しました。

“読んでわかる”計画づくり

町民が本計画を読んで理解し、共感し、まちづくりに積極的に参画・協働することができるよう、町民の声の反映を重視するとともに、町民の目線に立ったシンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、“読んでわかる”計画として策定しました。

“あるもののばし”の計画づくり

本町ならではの魅力をさらに高め、誇りうるまちづくりを進めるため、本町の特長・資源を再発見・再認識し、それを生かして茨城町らしさを追求する、“ないものねだり”だけではなく、“あるもののばし”の計画として策定しました。

“行政経営の効率化”につながる計画づくり

厳しい財政状況が続く中、自立した町をつくり上げ、将来にわたって持続していくことができるよう、行財政改革との密接な連携の確保、施策の選択と集中などを行い、“行政経営の効率化”につながる計画として策定しました。

第2章 茨城町の概況

1. 位置と地勢、町の歩み

(1) 位置と地勢

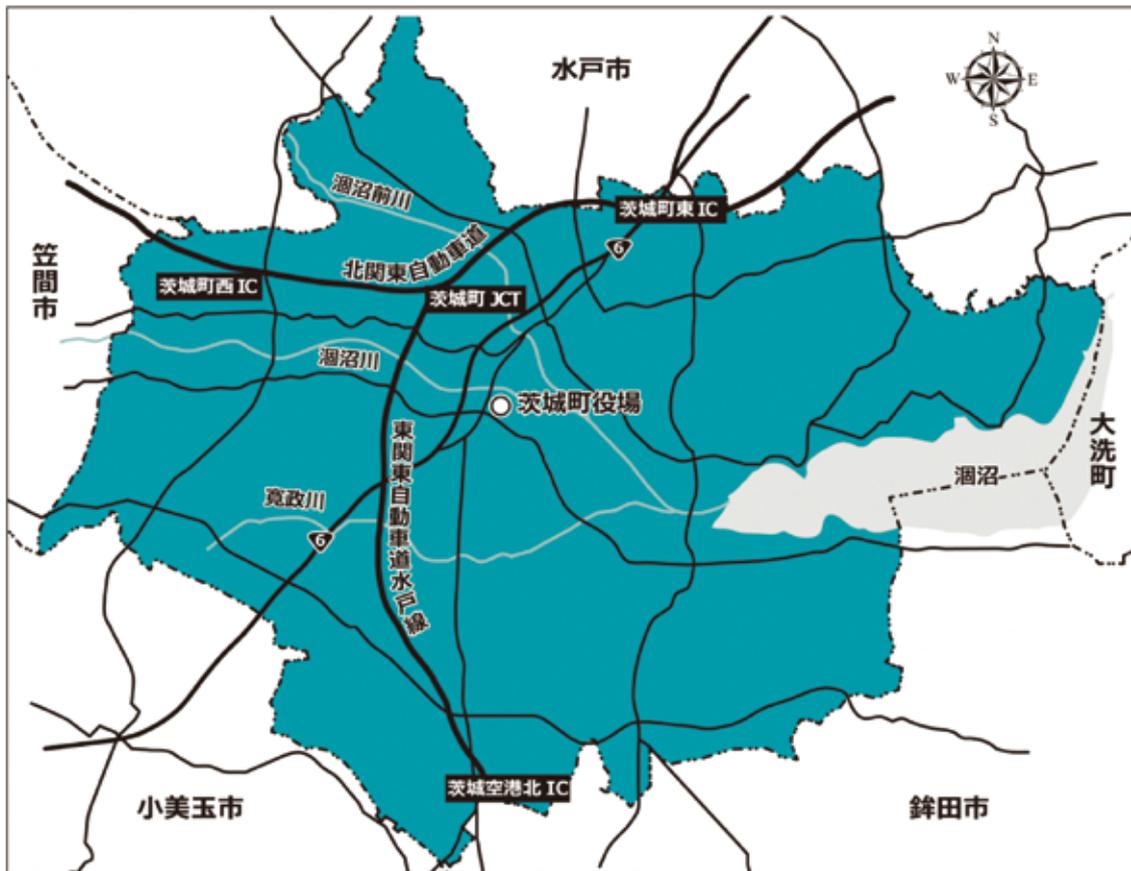
本町は、茨城県の中央部、東京都心から約100kmの距離にあり、東は大洗町、南は鉾田市及び小美玉市、西は笠間市、北は水戸市と接しています。

東西17km、南北14km、総面積121.58km²の町で、標高20m～30m程度の台地が大半を占め、概ね平坦な地形となっています。また、東部には涸沼があり、これに注ぐ河川流域には田園が広がっています。

茨城町の位置



茨城町の概要



(2) 町の歩み

本町は、昭和28年の町村合併促進法の施行を受け、昭和30年2月11日に、長岡村(同日町に改正)、川根村、上野合村、沼前村の4か村が合併して誕生しました。

町名の「茨城町」は、公募によって決定しました。選定された理由は、「茨城県の中央部に位置し、将来町政の発展において県下第一位の代表的町として永く存続繁栄さすべき意味をあらわしたものである」ということでした。

その後、昭和33年に石崎村を編入合併し、現在の町域が形づくられました。

そして、平成の大合併の時代を迎え、平成18年に水戸市との合併協議会を設立し、合併を検討しましたが、最終的に自立の道を選択しました。

平成27年には町制施行60周年を迎え、現在に至っています。

2. 人口の推移

(1) 総人口

本町の総人口（平成 27 年国勢調査）は 32,921 人で、平成 22 年の 34,513 人から 1,592 人減少し、増減率は△ 4.6%となっています。

平成 17 年から平成 22 年の増減率が△ 1.4%であったことから、減少が大幅に加速していることがわかります。

茨城県の 44 市町村のうち、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で人口が増加したのは 8 市村、減少したのは 36 市町村ですが、本町は、増減率が高い（増加あるいは減少が少ない）方から 27 番目で、茨城県の中でも減少が比較的大きい状況にあります。

また、県央地域の 9 市町村でみると、増減率が高い方から、水戸市 (0.8%)、東海村 (0.7%)、那珂市 (0.1%)、ひたちなか市 (△ 0.9%)、小美玉市 (△ 2.6%)、笠間市 (△ 3.4%)、茨城町 (△ 4.6%)、大洗町・城里町 (同率△ 7.9%) の順で、本町は 7 番目となっています。

(2) 年齢 3 区分別人口

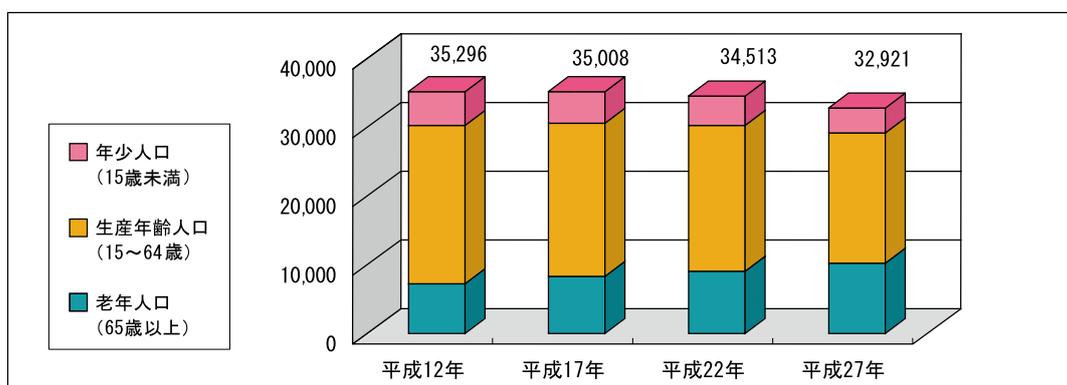
年齢 3 区分別の構成（平成 27 年国勢調査）をみると、15 歳未満の年少人口は 3,716 人 (11.3%)、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 19,029 人 (57.8%)、65 歳以上の老年人口は 10,128 人 (30.8%) となっており、平成 12 年と比較すると年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあります。

それぞれの比率を全国及び茨城県と比較すると、年少人口比率 (11.3%) は全国平均・茨城県平均 (同率 12.5%) を下回り、老年人口比率 (30.8%) は全国平均 (26.3%) や茨城県平均 (26.5%) を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがわかります。

総人口・年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口 [増減率]	35,296 [△1.2]	35,008 [△0.8]	34,513 [△1.4]	32,921 [△4.6]
年少人口 (15歳未満)	5,034 (14.3)	4,349 (12.4)	4,229 (12.3)	3,716 (11.3)
生産年齢人口 (15～64歳)	23,191 (65.7)	22,476 (64.2)	21,245 (61.6)	19,029 (57.8)
老年人口 (65歳以上)	7,071 (20.0)	8,183 (23.4)	9,026 (26.2)	10,128 (30.8)



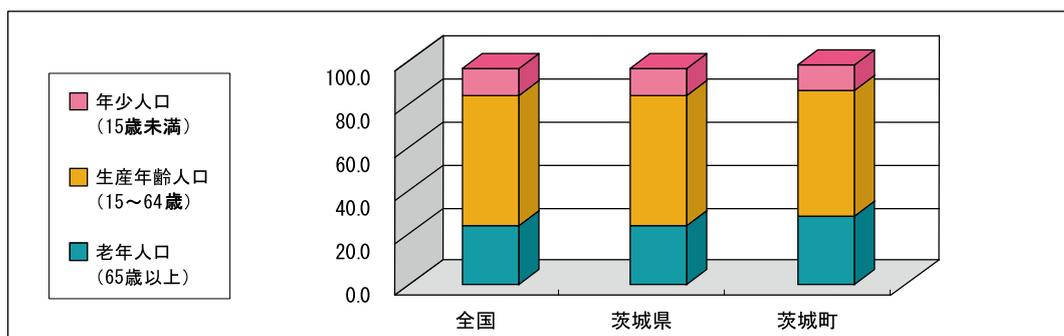
注) 総人口には、年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

年齢3区分別人口比率の全国・茨城県との比較 (平成27年)

(単位：%)

項目 \ 区分	全国	茨城県	茨城町
年少人口 (15歳未満)	12.5	12.5	11.3
生産年齢人口 (15～64歳)	60.0	59.9	57.8
老年人口 (65歳以上)	26.3	26.5	30.8



資料：国勢調査

第3章

新たなまちづくりに向けて

1. 生かすべき特性・資源

新たなまちづくりの方向性を定めるにあたっては、まず、“あるもののばし”の視点に立ち、特性・資源を再発見・再認識する必要があります。本町の生かすべき代表的な特性・資源をまとめると、次のとおりです。

1 多様な農畜水産物

本町は、豊かな水や平坦で肥沃な土地、農耕に適した気候条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

現在、米をはじめ、メロンやイチゴ、トマト、ニラ、栗など、多様な農産物が生産されています。畜産業も盛んで、本県のブランド牛である常陸牛などが生産されており、平成27年の市町村農業産出額は206億円で県内第5位となっています。

また、涸沼にはハゼやウナギなどが生息しており、特に、ヤマトシジミは日本でも有数の漁獲量を誇り、大粒で味の良さが特徴です。

これらの豊富な地場産物を生かし、焼酎やクッキー、ゼリーなどの加工特産品が開発されているほか、学校給食にも地元農産物を活用するなど、地産地消の取り組みも積極的に行われています。



2 “世界の涸沼” に代表される水と緑の豊かな自然

本町は、東部に関東唯一の汽水湖である涸沼を有するとともに、これに注ぐ涸沼川・涸沼前川・寛政川が中央部を流れ、その流域には田園が一面に広がり、うるおいあふれる水辺と輝く緑につつまれた豊かな自然が息づいています。

特に、本町のシンボルでもある涸沼には、希少な昆虫であり町の天然記念物に指定されているヒヌマイトトンボをはじめ、海と川の魚介類、多様な植物が生息しているほか、毎年スズガモなど数多くの水鳥が飛来しています。平成27年には、国際的に重要な湿地として、ラムサール条約湿地に登録され、まさに“世界の涸沼”となっています。

3 恵まれた立地条件・道路条件

本町は、県都・水戸市に隣接し、水戸市中心部まで約12km、車で20分程度と近く、恵まれた立地条件にあります。

また、本町には、国道6号と主要地方道大洗友部線をはじめ県道14路線が縦横に走るほか、高速道路として、北関東自動車道と東関東自動車道水戸線が走り、茨城町東・茨城町西・茨城空港北の3つのインターチェンジが設置され、茨城空港や茨城港常陸那珂港区をはじめ、県内外の都市や拠点へ容易にアクセスできる環境にあります。



ヒヌマイトトンボ（町指定天然記念物）

4 2つの工業団地の存在

本町には、国道6号に近接する茨城工業団地と、北関東自動車道の茨城町西インターチェンジを内包する茨城中央工業団地の2つの工業団地があります。

本町では、これらの工業団地への企業誘致を積極的に進めており、平成29年度末現在、茨城工業団地には11社、茨城中央工業団地には7社が立地し、合計18社が操業しています。

今後も、さらなる企業立地による町経済の発展と雇用の創出が期待されます。

5 多彩な観光・交流資源

本町の観光・交流資源としては、第一に涸沼があげられ、その湖畔に整備された涸沼自然公園などが中心となっています。また、「ひぬまあじさいまつり」や「いばらきまつり」をはじめとする祭り・イベント、数多くの農産物直売所、「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」、「木村家住宅」などの多彩な史跡・名所などがあります。

さらに、近年、広浦地区において、地域住民による農家民泊や農漁業体験の取り組みが行われ、国内はもとより台湾やタイなどの国外からも、多くの子どもたちが訪れており、インバウンドを中心とした農家民泊となっています。



ひぬまあじさいまつり



ひろうら田舎暮らし体験

6 充実した保健・医療・福祉環境と教育環境

本町では、保健・福祉・子育て支援機能等が一体となった総合福祉センター「ゆうゆう館」を拠点に、町民一人ひとりを大切にした保健・福祉施策を推進しているほか、桜の郷地区には独立行政法人国立病院機構水戸医療センターや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設が開設され、さらに近年、水戸市との連携による休日夜間の医療体制の充実が図られるなど、安心して暮らせる保健・医療・福祉環境にあります。

また、教育面では、北海道自然体験教室、農業体験等の体験型学習や読書活動、ICT^{※2}を活用した授業等による人づくり教育を積極的に推進し、充実した教育環境にあります。

7 人情味あふれる町民性

特色ある農業のまちとしての歩みや人と人とのつながりの強い土地柄などによって古くから培われてきた町民の心のやさしさ、あたたかさは、未来に引き継ぐべき本町の優れた特性・資源の一つです。

また、こうした町民性を背景に、行政区の活動はもとより、環境保全活動や福祉ボランティア活動、文化・スポーツ活動、健康づくり活動、さらには農家民泊・農漁業体験の取り組みなど、様々な分野で自主的な町民活動や町民と行政が力を合わせた活動が展開されています。

※2 情報通信技術。



ひぬま流域クリーン作戦

2. 反映すべき町民の声

本町では、本計画への町民の声の反映を重視し、平成28年9月に、18歳以上の町民3,000人を対象とした町民アンケート調査（回収結果：有効回収数1,098、有効回収率36.6%）を行いました。その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

(1) まちに対する愛着・誇りと今後の定住意向

まちに対する愛着・誇り
「感じている」 —— **53.7%**

今後の定住意向
“住み続けたい” —— **69.4%**

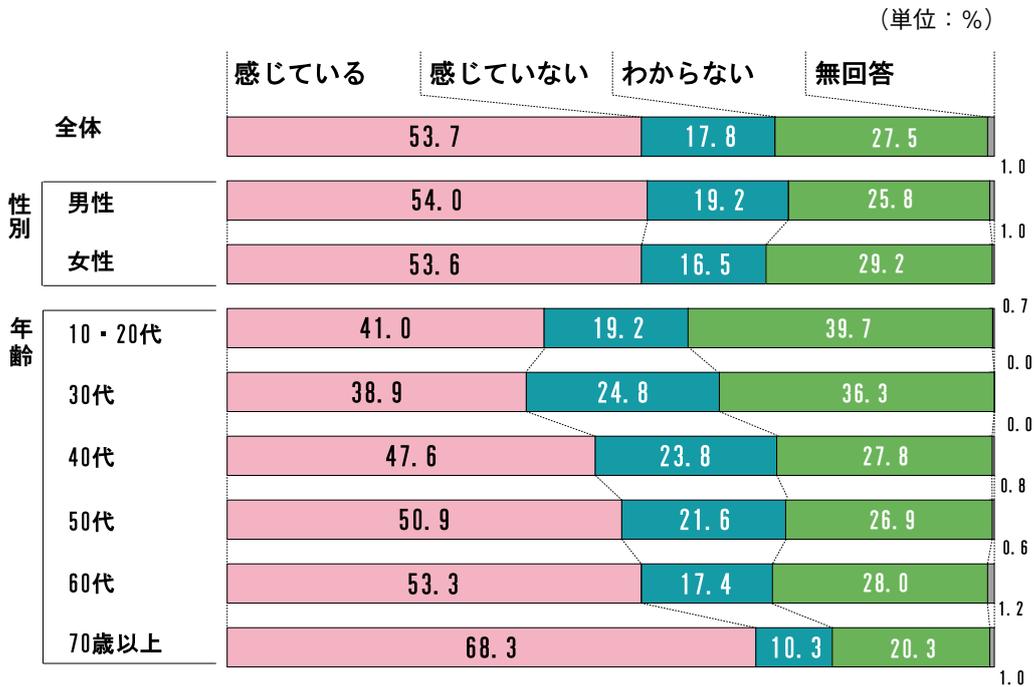
※上記は、「住み続けたい」41.9%と「できれば住み続けたい」27.5%を合算した数字です。

まちに対する愛着・誇りと今後の定住意向については、上記のとおりとなっており、前回の町民アンケート調査（平成23年）の結果（「感じている」という人が50.8%、「住み続けたい」という人が60.9%）と比べると、愛着・誇り、定住意向ともに強まってきています。

性別・年齢別でみると、愛着・誇り、定住意向ともに女性や10・20代、30代で比較的弱くなっています。

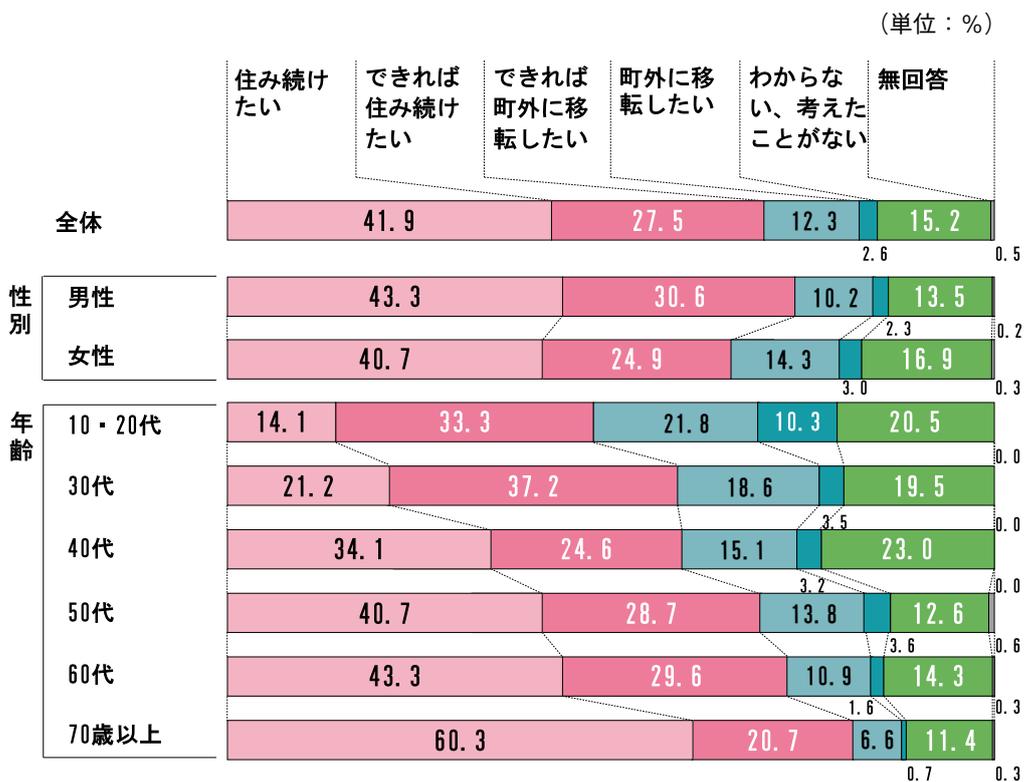
これらのことから、強い愛着・誇り、定住意向を維持するとともに、女性や若者の愛着・誇り、定住意向を強める環境づくりをいかに進めていくかが今後の課題としてあげられます。

【設問】あなたは、茨城町に愛着や誇りを感じていますか。(全体・性別・年齢別)



注) 各比率は、小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合もある(以下同様)。

【設問】あなたは、茨城町にこれからも住みたいと思いますか。(全体・性別・年齢別)



(2) まちの各環境に関する満足度

【満足度が高い項目】

- 第1位 上水道の整備状況
- 第2位 保健サービス提供体制
- 第3位 消防・救急体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 医療体制

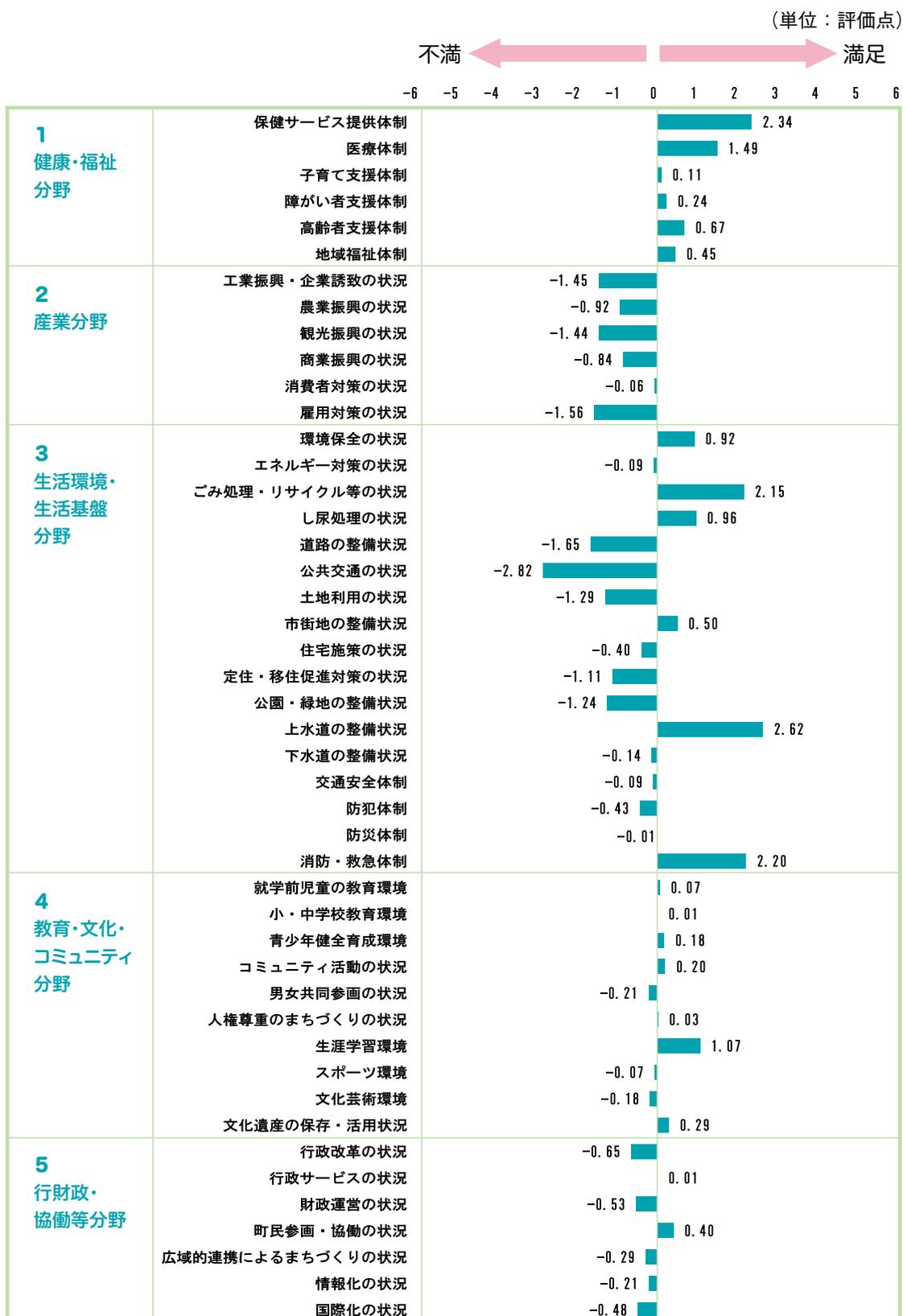
【満足度が低い項目】

- 第1位 公共交通の状況
- 第2位 道路の整備状況
- 第3位 雇用対策の状況
- 第4位 工業振興・企業誘致の状況
- 第5位 観光振興の状況

まちの各環境に対する市民の満足度を把握するため、5分野46項目を設定し、項目ごとに、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおり順位となり、全体的にみると、健康・福祉、生活環境に関する項目の満足度が高く、産業、生活基盤に関する項目の満足度が低くなっており、農業・商工業・観光などの産業の振興と雇用対策、公共交通や道路をはじめとするまちの基盤づくりに課題を残しているといえます。

【設問】 あなたは、以下の項目について、現在どの程度満足していますか。



注) 評価点は、「満足している」の回答者数×10点+「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「どちらかといえば不満である」の回答者数×-5点+「不満である」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

(3) まちの各環境に関する重要度

【重要度が高い項目】

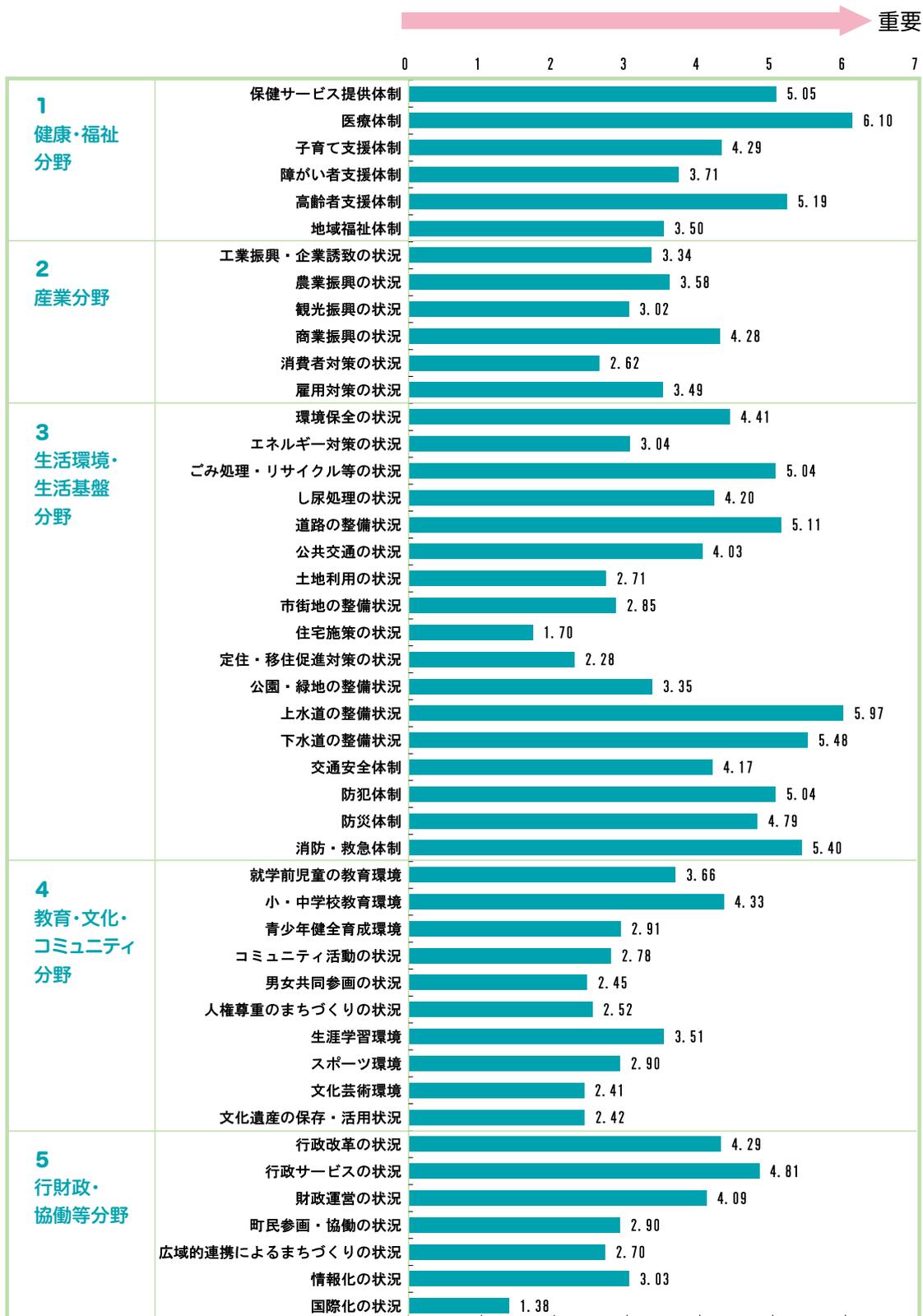
- 第1位 医療体制
- 第2位 上水道の整備状況
- 第3位 下水道の整備状況
- 第4位 消防・救急体制
- 第5位 高齢者支援体制
- 第6位 道路の整備状況
- 第7位 保健サービス提供体制
- 第8位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第8位 防犯体制
- 第10位 行政サービスの状況

まちの各環境に対する市民の重要度を把握するため、満足度と同じ5分野46項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおり順位となり、全体的にみると、これら重要度が高い項目のほとんどが健康・福祉、生活環境に関する項目となり、「保健医療・福祉の充実」と「快適・安全・安心な住環境の整備」が重視されていることがうかがえます。

【設問】あなたは、以下の項目について、今後どの程度重視していますか。

(単位：評価点)



注) 評価点は、「重視している」の回答者数×10点+「やや重視している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「あまり重視していない」の回答者数×-5点+「重視していない」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

(4) 今後のまちづくりの特色

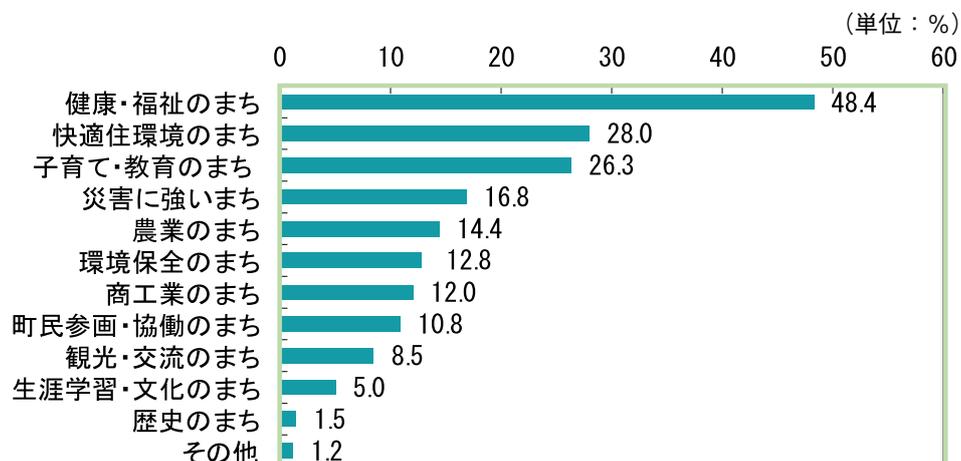
【今後のまちづくりの特色】

- 第1位 健康・福祉のまち
- 第2位 快適住環境のまち
- 第3位 子育て・教育のまち
- 第4位 災害に強いまち
- 第5位 農業のまち

今後のまちづくりの特色については、上記のとおりとなっており、前問の「まちの各環境に関する重要度」の結果を裏づけるように、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“快適・安全・安心な住環境の整備”や“子育て・保育・教育環境の充実”が望まれていることがうかがえます。

前回の町民アンケート調査の結果（第1位「健康・福祉のまち」、第2位「子育て・教育のまち」、第3位「農業のまち」、第4位「快適住環境のまち」、第5位「商工業のまち」）と比べると、「健康・福祉のまち」が今回も第1位で、“保健・医療・福祉の充実”が引き続き強く求められていること、「快適住環境のまち」が第4位から第2位に順位を上げ、“快適・安全・安心な住環境の整備”を望む町民が増えてきていることがうかがえます。

【設問】あなたは、今後のまちづくりにおいて、茨城町をどのような特色のあるまちにすべきだと考えますか。(複数回答)



3. 対応すべき時代の流れ

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化してきています。これからのまちづくりにおいて、的確かつ柔軟に対応すべき代表的な時代の流れは、次のとおりです。

1 急速に進む少子高齢化・人口減少

わが国では、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいます。このような中、人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会を維持するため、全国各地で地方創生に向けた動きが活発化しているほか、すべての人々が希望をかなえ、能力を發揮し、生きがいを実感できる一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このため、本町においても、戦略的な人口減少対策をはじめ、地方創生・一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

2 高まる安全・安心への意識

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降においても、熊本大地震をはじめ、全国各地で地震や大雨などによる大規模災害が相次いでいるほか、子どもを巻き込む犯罪や事故、食の安全をゆるがす問題、悪質商法による被害なども多発し、人々の安全・安心に対する意識が一層高まっています。

このため、本町においても、大規模災害に備えた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

3 高まる環境・エネルギーへの意識

世界的な脅威となっている地球温暖化の深刻化、自然の減少や海・河川の水質汚濁、大気汚染をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、人々の環境保全やエネルギーのあり方に対する意識が一層高まっています。

このため、本町においても、自然環境の保全や廃棄物のリサイクル、再生可能エネルギーの導入をはじめ、低炭素^{※3}・循環・自然共生を基本とした持続可能な社会の形成に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

※3 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出量を削減すること。

4 求められる教育再生・スポーツ振興への取り組み

わが国では、将来の社会の変化を見据え、第3期教育振興基本計画を策定し、教育再生に向けた様々な改革を進めているほか、スポーツの分野においても、平成32(2020)年のオリンピック・パラリンピックの東京開催を見据え、スポーツ庁の創設のもと、スポーツ立国の実現に向けた取り組みを進めています。

このため、本町においても、こうした動きを踏まえ、また地域資源を十分に生かしながら、特色ある教育行政・スポーツ行政を進めていくことが求められます。

5 厳しい状況が続く地方の産業・経済

近年の経済政策等により、わが国の景気は回復傾向にあるといわれていますが、地方においてはその実感に乏しく、地方の産業・経済は依然として厳しい状況が続いており、農林水産業の低迷や既存商店街の空洞化、企業立地の停滞等の状況がみられ、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が問題となっています。

このため、本町においても、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地方の産業・経済に活力を取り戻す取り組みを進めていくことが求められます。

6 さらに進む情報化・国際化

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境は急速に向上し続けているほか、人工知能やIoT^{※4}なども実用化されてきており、あらゆる分野でICTを利活用する時代が到来しています。また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、あらゆる分野で国際化が進んでいます。

このため、本町においても、こうした情報化・国際化を今後のまちづくりに欠かせない社会基盤として認識し、積極的に取り組んでいくことが求められます。

※4 コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

7 重要性を増す支え合い助け合うコミュニティ

人口構造の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域住民同士の交流の減少や地域における自治機能の弱体化が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模災害が相次ぐ中、地域でお互いに支え合い助け合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本町においても、あらゆる分野において、人と人が支え合い助け合う地域づくり、コミュニティ機能の強化に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

8 強く求められる地方の自立

地方分権がさらに進展するとともに、地方創生の時代を迎え、今後、自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、自らの権限と財源によって、独自の政策を展開していくことが一層強く求められます。

このため、本町においても、町民や関係団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働を促しながら、経営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な体制を確立していくことが求められます。

4. 新たなまちづくりへの主要課題

本町の人口の推移や生かすべき特性・資源、時代の流れを勘案するとともに、町民の声の反映を特に重視し、新たなまちづくりへの最重要課題と、それを踏まえた分野ごとの主要課題をまとめると、次のとおりです。

【最重要課題】

人口減少を食い止める

人口減少が加速し、産業・経済活動やコミュニティ活動をはじめ、あらゆる活動の担い手が減少し、将来的な町全体の活力の低下が懸念される中、本町が直面する最も重要かつ緊急の課題は、「人口減少を食い止めること」です。

人口減少を食い止めるためには、生まれる人を増やし亡くなる人を減らすこと（自然減対策）と、出て行く人を減らし入って来る人を増やすこと（社会減対策）を同時に進める必要があります。

そのためには、一つの分野における取り組みだけではなく、保健・医療・福祉環境、子育て環境の充実、快適で安全・安心な生活環境の整備、特色ある教育・文化環境の整備、活力ある産業の育成と雇用の場の確保、そしてこれらを支える便利で安全な生活基盤の整備など、様々な分野における取り組みを一体的に進め、総合的なレベルアップを図っていかねばなりません。

【分野ごとの主要課題】

1 保健・医療・福祉施策、子育て支援施策の一層の充実

国や茨城県の水準を上回り、急速に少子高齢化が進む中、保健・医療・福祉の充実と子育て支援の充実を求める町民の声が強く、「健康・福祉のまち」、「子育て・教育のまち」が今後のまちづくりの特色の第1・3位を占めているほか、「医療体制」、「高齢者支援体制」、「保健サービス提供体制」が重要度の上位にあげられています。

このため、充実した保健・医療・福祉環境や人情味あふれる町民性をさらに生かし、保健・医療・福祉施策、子育て支援施策の一層の充実を図り、すべての町民が支え合いながら健康で長生きできる環境づくり、子どもが一人でも多く生まれる環境づくりを進めていく必要があります。

2 環境の保全と安全性の向上を重視した生活環境の整備

環境・エネルギーや安全・安心に対する人々の意識がさらに高まる中、本町においても、快適で安全・安心な住環境の整備を求める町民の声が強く、「快適住環境のまち」、「災害に強いまち」が今後のまちづくりの特色の第2・4位になっているほか、「上水道の整備状況」、「下水道の整備状況」、「消防・救急体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「防犯体制」が重要度の上位にあげられています。

このため、“世界の潤沼”に代表される水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、環境の保全と安全性の向上を重視した生活環境の整備を図り、町民がずっと住み続けたい環境づくり、町外の人々が本町に移り住みたい環境づくりを進めていく必要があります。

3 特色ある教育・文化行政の推進

教育再生への取り組みが進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本町においても、子どもの教育環境の充実を求める町民の声が強く、「子育て・教育のまち」が今後のまちづくりの特色の第3位になっています。

また、町民が生涯にわたって生きがいを持ち、心豊かで充実した生活を送るためには、だれもが自発的に学び、活動し、その成果を社会に生かせる生涯学習社会の形成が必要です。

このため、農業や豊かな自然をはじめとする本町の特性・資源をさらに生かし、特色ある教育・文化行政を推進し、次代を担う人材の育成を進めていくとともに、町民の自主的な学習・文化・スポーツ活動の活発化を促進していく必要があります。

4 農業を柱とした産業の育成と観光・交流機能の強化

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、本町においても、各産業を取り巻く情勢は厳しく、「雇用対策の状況」、「工業振興・企業誘致の状況」、「観光振興の状況」をはじめとする産業分野の状況に関する町民の満足度が低くなっています。

しかし、産業振興は、町全体の活力の向上や雇用の創出に直結し、地域活性化と定住・移住の促進に欠かせないものであることから、柔軟かつ積極的に取り組んでいかなければなりません。

このため、特色ある農業のまちとしての特性、多彩な観光・交流資源と農家民泊等の取り組みをさらに生かし、農業を柱に、将来にわたって持続できる産業の育成を図るとともに、観光・交流から移住への展開を目指し、観光・交流機能の強化を進めていく必要があります。

5 未来を見据えた便利で安全な生活基盤の整備

人口減少を食い止め、今後も本町が持続的に発展していくためには、保健・医療・福祉・子育て支援の充実や生活環境の整備、教育・文化環境の充実、産業の育成はもとより、それらを支える便利で安全な生活基盤の整備が必要ですが、「公共交通の状況」や「道路の整備状況」などに関する町民の満足度が低くなっています。

このため、恵まれた立地条件・道路条件をさらに生かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、道路網の整備や公共交通の充実、情報化の一層の推進、住宅の整備など、未来を見据えた便利で安全な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

6 協働のまちづくりと行財政改革の推進

地方分権がさらに進展するとともに、地方創生の時代を迎え、地方の自立が強く求められる中、限られた財源を有効に活用しながら、活力と魅力あふれる自立した町をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、地域における多様な人的資源の活用と行財政運営のさらなる効率化が必要不可欠です。

このため、人情味あふれる町民性をさらに生かしながら、町民や関係団体、民間企業、大学等との協働のまちづくりを進めていくとともに、さらなる行財政改革を推進し、町全体の自立力の強化を進めていく必要があります。

基本構想

第1章 茨城町が目指す姿

第2章 人口の目標と土地利用構想

第3章 計画の体系と分野別の取り組み方針

第1章 茨城町が目指す姿

1. まちづくりの基本理念

「総論」を踏まえ、本町が新しいまちづくりを進めるにあたって、すべての分野にわたって基本とする理念を次のとおり定めます。

1 住むことを誇れるまちづくり

町民一人ひとりの命や個性、暮らしを大切にし、定住環境の総合的なレベルアップを図り、本町に住んでいること、本町に移り住むことを誇りに思えるまちづくりを進めます。

2 人が行き交うまちづくり

農業を柱とした多様な産業活動、文化・スポーツ活動をはじめとする町民活動、本町ならではの特性・資源を生かした交流活動の活発化を促し、多くの人々が行き交うまちづくりを進めます。

3 協働のまちづくり

町民や関係団体、民間企業、大学等と行政との連携・協力体制をさらに強化し、多くの人々が知恵と力を合わせ、協働するまちづくりを進めます。

2. 将来像

将来像は、本町が平成 39 年度に目指す姿を町内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

「総論」及び「まちづくりの基本理念」に基づき、すべての分野において、農業や“世界の酒沼”をはじめとする本町の特産・資源を最大限に生かしながら、「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」を進め、子どもも高齢者も、住む人も訪れる人も、本町にかかわるすべての人が笑顔でふれあい、交流し、元気になる、夢と希望に満ちあふれたまちをみんなで作くり上げ、未来へつないでいくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

**三世代が共に輝く元気交流空間
夢と希望を未来へつなぐまち**



第2章

人口の目標と土地利用構想

1. 人口の目標

人口の目標は、平成27年度に策定した「茨城町人口ビジョン」を踏まえ、次のとおり定めます（国勢調査ベース）。

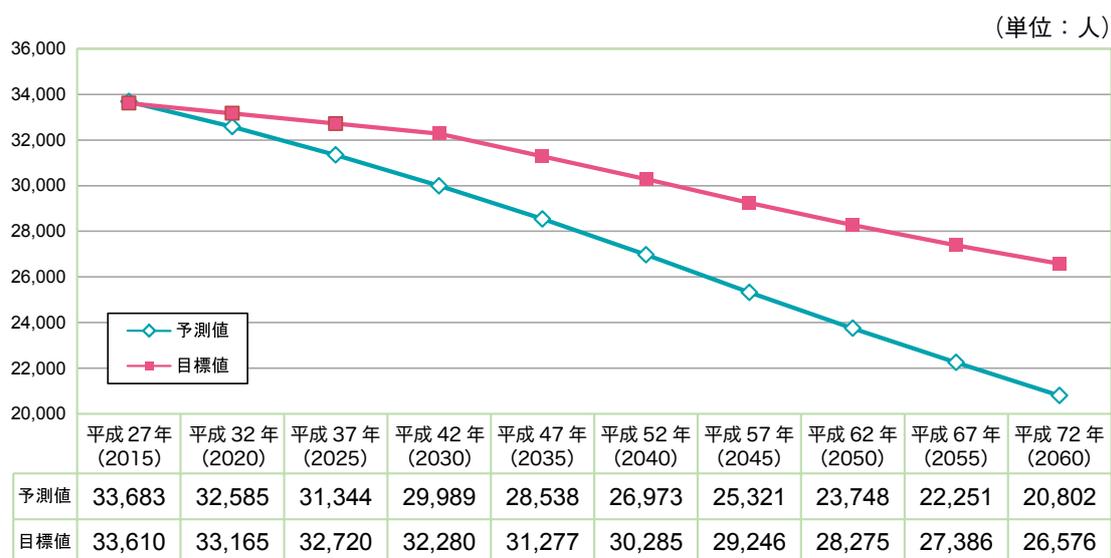
なお、「茨城町人口ビジョン」では、本町の人口の将来展望として、「平成72（2060）年に26,500人程度の確保を目指す」と定めており、本計画の目標年度である平成39年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値を算出したものです。

平成39年度の人口の予測値と目標値

予測値：30,800人

目標値：32,540人

長期的な人口の予測値と目標値（「茨城町人口ビジョン」より）



注1) 予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。

注2) 目標値は、合計特殊出生率の上昇や、桜の郷地区の整備による今後の人口移動予測を加味した町独自の推計による。

注3) 「茨城町人口ビジョン」では、予測値・目標値ともに5年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、平成39年度の数値は、按分して算出し、10人単位としている。

2. 土地利用構想

土地利用構想は、平成27年度に策定した「茨城町都市計画マスタープラン」を踏まえ、3つのゾーンと7つの拠点、3つの骨格軸を設定し、それぞれの整備に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 3つのゾーン

■市街地形成ゾーン

既に市街化区域に定められている地域、面的な都市基盤整備を行った地域、市街化区域の周辺で既に一定の都市化が進行している地域などを、市街地形成ゾーンとして位置づけ、都市環境整備を進めます。

■自然環境保全ゾーン

本町の自然や広大な田園など、良好な自然・農業環境を、自然環境保全ゾーンとして位置づけ、積極的に保全を図ります。

■集落環境保全ゾーン

本町に多く分散する既存集落を中心とした地域を、集落環境保全ゾーンとして位置づけ、周辺の自然環境との調和を図りつつ、生活環境整備を進めます。

(2) 7つの拠点

■商業・業務拠点（都市拠点）

幹線道路の結節点として、大規模な商業施設や業務施設などが集積する前田・長岡地区を、本町や周辺地域における広域的な拠点性を有する商業・業務拠点として位置づけ、居住機能と共存する商業・業務系市街地の形成を図ります。

■複合生活拠点（都市拠点）

独立行政法人国立病院機構水戸医療センターや特別養護老人ホームなどの医療・福祉施設、商業・業務施設が集積する新しい住宅地である桜の郷地区を、健康で魅力ある生活を送れる複合生活拠点として位置づけ、居住機能をはじめ、医療・福祉機能、商業・業務機能が配置された複合市街地の形成を図ります。

■地域生活拠点（都市拠点）

住宅や身近な商店、業務施設が立地する小堤・奥谷・小鶴地区を、町民の日常的な生活利便性を高める地域生活拠点として位置づけ、近隣の住宅地と調和した商業環境の整備を進めます。

■行政サービス拠点（都市拠点）

町役場や総合福祉センター「ゆうゆう館」などの公共公益施設が集積する地区を、行政サービス拠点として位置づけ、町民の利便性向上のための行政サービス機能の維持・充実を図ります。

また、本町の中心地であり、都市基盤施設が整備されるなど、既に市街地を形成している地区であることから、市街化区域への編入を進めます。

■産業集積拠点（都市拠点）

茨城中央工業団地や茨城工業団地を、まちの活力を高める産業集積拠点として位置づけ、企業立地の維持・促進を図ります。

■自然・交流レクリエーション拠点

涸沼や河川などの自然資源、「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」などの文化・歴史的資源を、自然・交流レクリエーション拠点として位置づけ、余暇活動の場や観光・交流資源として保全・活用を図ります。

■農業関連産業拠点

広域幹線道路による交通利便性を生かし、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、茨城空港北インターチェンジ周辺を、農業関連産業拠点として位置づけ、農産物の生産・加工・貯蔵などの機能誘導を図ります。

(3) 3つの骨格軸

■広域連携軸

北関東自動車道や東関東自動車道水戸線、国道6号を、広域的な交流を促進する広域連携軸として位置づけ、引き続き交通機能の維持・発展に向けた取り組みを促進します。

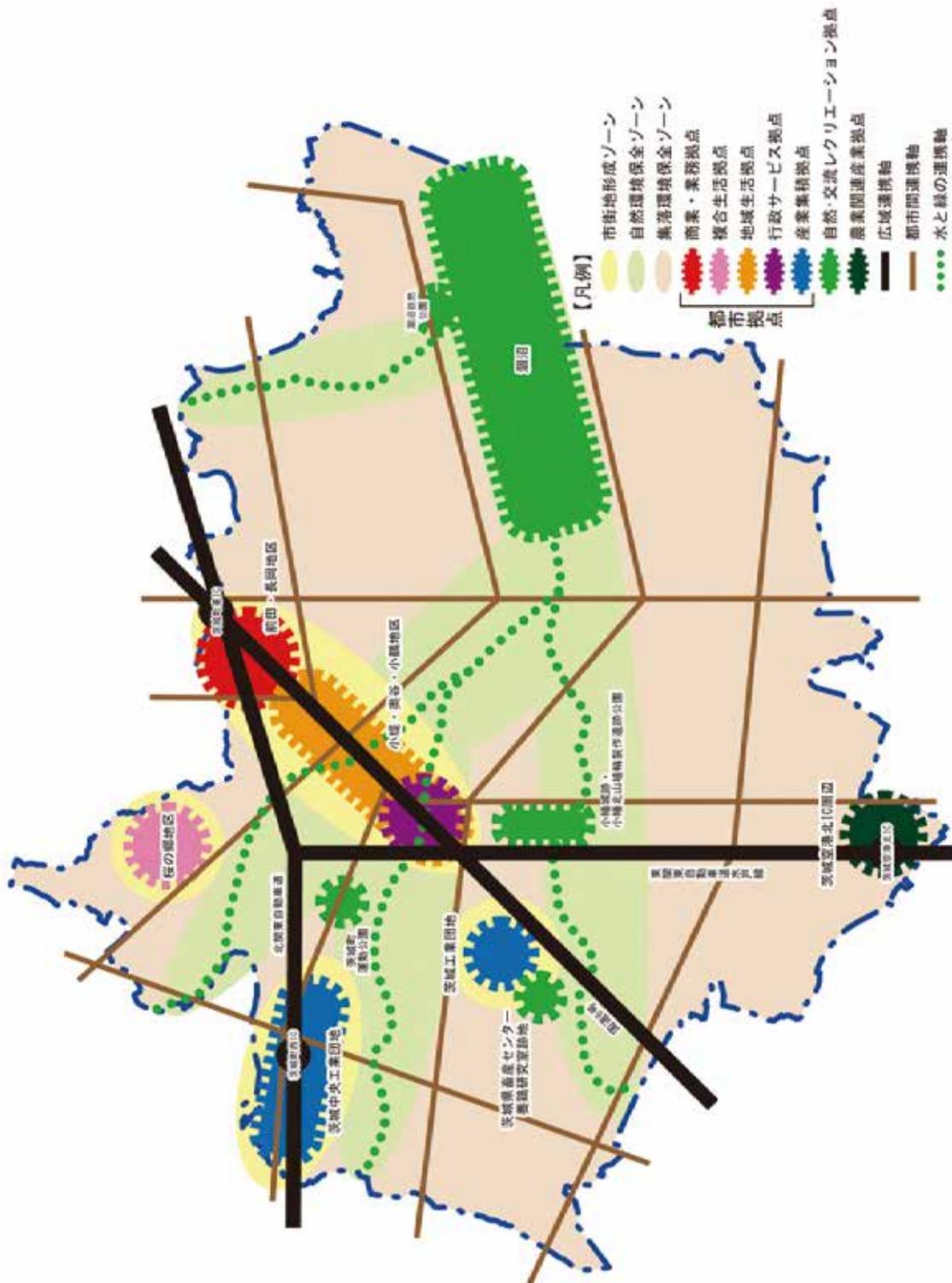
■都市間連携軸

主要地方道大洗友部線、茨城鹿島線などの主要な幹線道路を、本町と周辺都市、市街地間を結ぶ都市間連携軸として位置づけ、未整備区間の早期整備、道路環境の向上を促進します。

■水と緑の連携軸

涸沼へ注ぐ涸沼川、涸沼前川、寛政川などの主要な河川、河川沿いに広がる田園や樹林地などを、本町の自然・文化・歴史的資源を結ぶ水と緑の連携軸として位置づけ、環境・景観の保全・整備を図ります。

土地利用構想図



第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

第3章

計画の体系と分野別の取り組み方針

1. 計画の体系

将来像の実現に向け、計画の体系（6つの分野目標と31の施策項目）を次のとおり定めます（町民アンケート調査の今後のまちづくりの特色（P20）を踏まえて設定）。



2. 分野別の取り組み方針

1 健やかでやさしい 健康・福祉のまち

- ① 保健・医療
- ② 子育て支援
- ③ 高齢者支援
- ④ 障がい者支援
- ⑤ 地域福祉
- ⑥ 国民年金・低所得者福祉

すべての町民が健康で長生きできるよう、充実した保健・医療環境を生かし、きめ細かな保健サービスの提供、安心できる医療の確保を図るとともに、次代を担う子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、町全体で子ども・子育てを応援する体制の強化を図ります。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、充実した福祉環境や人情味あふれる町民性を生かし、介護・福祉サービスの充実、身近な地域で支え合う地域福祉活動の促進を図るほか、すべての町民が安心した生活を送れるよう、社会保障の施策を推進します。

2 快適で安全・安心な 生活環境のまち

- ① 環境保全
- ② ごみ処理等環境衛生
- ③ 上・下水道
- ④ 公園・緑地
- ⑤ 消防・防災
- ⑥ 交通安全・防犯
- ⑦ 消費者対策

“世界の酒沼”に代表される水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、ずっと住みたくなる、移り住みたくなる美しく快適な生活環境づくりを進めるため、総合的な環境保全対策やごみ処理等環境衛生対策を推進するとともに、快適な生活に欠かせない上・下水道の充実、憩い・やすらぎの場となる公園・緑地の充実を図ります。

また、すべての町民が安全・安心に住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めるため、全国各地で相次ぐ大規模災害の教訓を踏まえた消防・防災体制、減災体制の一層の強化を図るとともに、近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯対策、消費者対策を推進します。

3 次代を担う人を育む 教育・文化のまち

- ① 学校教育
- ② 生涯学習
- ③ スポーツ
- ④ 文化芸術・文化財
- ⑤ 青少年健全育成

次代を担う創造性豊かで心身ともに健やかな人材の育成、この町で子どもに教育を受けさせたいと思えるまちづくりに向け、これまで整備してきた学校教育環境を生かし、「人づくり教育」をさらに進めるとともに、町民一人ひとりが自ら学び、活動し、充実した人生を送れるよう、生涯学習社会の形成を進めます。

また、すべての町民が生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるよう、町民主体のスポーツ活動や文化芸術活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図るほか、人づくりの一環として、学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

4 活力と交流あふれる 元気産業のまち

- ① 農林水産業
- ② 商工業
- ③ 観光・交流
- ④ 雇用対策

特色ある農業のまちとして、今後とも農業をまちづくりの中心に据え、多角的な農業振興施策を積極的に推進するとともに、涸沼を生かした水産業の振興に努めます。

また、活力あるまちづくりに向け、2つの工業団地への企業誘致や商工業経営の安定化の支援などにより、商工業の活性化を図るとともに、交流人口の拡大と観光・交流から移住への展開を見据え、多彩な観光・交流資源や農家民泊・農漁業体験の取り組みを生かし、観光・交流機能の強化、友好交流都市との交流の充実を図ります。

さらに、これらの産業振興施策と連動しながら、雇用の確保・拡大に向けた取り組みを推進します。

5 未来への生活基盤が 整ったまち

- ① 土地利用・市街地整備
- ② 道路・公共交通
- ③ 情報化
- ④ 住宅、定住・移住対策

町全体の一体的・持続的な発展に向け、未来につながる計画的な土地利用・市街地整備を推進するとともに、恵まれた立地条件・道路条件を生かす視点に立ち、また、町民の利便性・安全性の一層の向上に向け、国・県道の整備促進や町道網の整備、地域公共交通の充実を図ります。

また、町民サービスの向上や行財政運営の効率化はもとより、地域活性化に欠かせない社会基盤として、町全体の情報化をさらに進めていくほか、人口減少の抑制に向けた取り組みの一環として、定住・移住の基盤となる住宅の整備・確保や、定住・移住を直接的にサポートする施策を推進します。

6 みんなの力でつくる 自立したまち

- ① 町民参画・協働
- ② コミュニティ
- ③ 人権尊重
- ④ 男女共同参画
- ⑤ 行財政運営

人情味あふれる町民性を生かしながら、町民や関係団体、民間企業、大学等の積極的な参画・協働を促し、「全員参加」によるまちづくりを進めるとともに、支え合い助け合い、ともに地域をつくるコミュニティ活動を促進します。

また、すべての人の人権が尊重され、ともに生き、ともに活躍することができるよう、人権尊重社会・男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めます。

さらに、自立・持続可能な経営体制の確立に向け、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる行財政改革を推進するとともに、広域連携による効果的・効率的なまちづくりを推進します。

茨城町第6次総合計画「いばらきまち未来への道しるべ」 総論・基本構想の構成

総論

基本構想

茨城町の概況

【位置と地勢、町の歩み】

- 茨城県の中央部、東京都心から約100kmの距離にあり、東は大洗町、南は鉾田市及び小美玉市、西は笠間市、北は水戸市と接する
- 東西17km、南北14km、総面積121.58km²
- 標高20m～30m程度の台地が大半を占め、概ね平坦な地形
- 東部には涸沼があり、これに注ぐ河川流域には田園が広がる
- 昭和30年2月11日に、長岡村(同日町に改正)、川根村、上野合村、沼前村の4か村が合併して誕生
- 昭和33年に、石崎村を編入合併し、現在の町域が形づくられる

【人口の推移】

- 総人口32,921人、増減率△4.6% →人口減少が加速
- 年少人口比率11.3%、老年人口比率30.8% →少子高齢化、特に高齢化の進行

生かすべき特性・資源

- 多様な農畜水産物
- “世界の涸沼”に代表される水と緑の豊かな自然
- 恵まれた立地条件・道路条件
- 2つの工業団地の存在
- 多彩な観光・交流資源
- 充実した保健・医療・福祉環境と教育環境
- 人情味あふれる町民性

反映すべき町民の声

(1) まちに対する愛着・誇りと今後の定住意向

まちに対する愛着・誇り
「感じている」 —— **53.7%**
今後の定住意向
“住み続けたい” —— **69.4%**

(2) まちの各環境に関する満足度

【満足度が高い項目】
1位 上水道の整備状況
2位 保健サービス提供体制
3位 消防・救急体制

【満足度が低い項目】
1位 公共交通の状況
2位 道路の整備状況
3位 雇用対策の状況

(3) まちの各環境に関する重要度

1位 医療体制
2位 上水道の整備状況
3位 下水道の整備状況
4位 消防・救急体制
5位 高齢者支援体制

(4) 今後のまちづくりの特色

1位 健康・福祉のまち
2位 快適住環境のまち
3位 子育て・教育のまち

対応すべき時代の流れ

- 急速に進む少子高齢化・人口減少
- 高まる安全・安心への意識
- 高まる環境・エネルギーへの意識
- 求められる教育再生・スポーツ振興への取り組み
- 厳しい状況が続く地方の産業・経済
- さらに進む情報化・国際化
- 重要性を増す支え合い助け合うコミュニティ
- 強く求められる地方の自立

新たなまちづくりへの主要課題

【最重要課題】

人口減少を食い止める

【分野ごとの主要課題】

- 保健・医療・福祉施策、子育て支援施策の一層の充実
- 環境の保全と安全性の向上を重視した生活環境の整備
- 特色ある教育・文化行政の推進
- 農業を柱とした産業の育成と観光・交流機能の強化
- 未来を見据えた便利で安全な生活基盤の整備
- 協働のまちづくりと行財政改革の推進

まちづくりの基本理念

- 住むことを誇れるまちづくり
- 人が行き交うまちづくり
- 協働のまちづくり

将来像

三世代が共に輝く元気交流空間
夢と希望を未来へつなぐまち

人口の目標(平成39年度)

32,540人

土地利用構想

- 3つのゾーン
 - 市街地形成ゾーン
 - 自然環境保全ゾーン
 - 集落環境保全ゾーン
- 7つの拠点
 - 商業・業務拠点
 - 複合生活拠点
 - 地域生活拠点
 - 行政サービス拠点
 - 産業集積拠点
 - 自然・交流レクリエーション拠点
 - 農業関連産業拠点
- 3つの骨格軸
 - 広域連携軸
 - 都市間連携軸
 - 水と緑の連携軸

分野目標

1 健やかでやさしい健康・福祉のまち

- 施策項目
- 保健・医療
 - 子育て支援
 - 高齢者支援
 - 障がい者支援
 - 地域福祉
 - 国民年金・低所得者福祉

2 快適で安全・安心な生活環境のまち

- 施策項目
- 環境保全
 - ごみ処理等環境衛生
 - 上・下水道
 - 公園・緑地
 - 消防・防災
 - 交通安全・防犯
 - 消費者対策

3 次代を担う人を育てる教育・文化のまち

- 施策項目
- 学校教育
 - 生涯学習
 - スポーツ
 - 文化芸術・文化財
 - 青少年健全育成

4 活力と交流あふれる元気産業のまち

- 施策項目
- 農林水産業
 - 商工業
 - 観光・交流
 - 雇用対策

5 未来への生活基盤が整ったまち

- 施策項目
- 土地利用・市街地整備
 - 道路・公共交通
 - 情報化
 - 住宅・定住・移住対策

6 みんなの力でつくる自立したまち

- 施策項目
- 町民参画・協働
 - コミュニティ
 - 人権尊重
 - 男女共同参画
 - 行財政運営

前期基本計画

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

第2章 快適で安全・安心な生活環境のまち

第3章 次代を担う人を育む教育・文化のまち

第4章 活力と交流あふれる元気産業のまち

第5章 未来への生活基盤が整ったまち

第6章 みんなの力でつくる自立したまち

重点プロジェクト

第1章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

1-1 保健・医療

▶ 目的と方針

すべての町民が健康で明るく元気に暮らせるよう、健康寿命^{*5}の延伸に向けた町民の主体的な健康づくりの取り組みを積極的に進めるとともに、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の適正運営に努めます。

※5 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

▶ 現状と課題

わが国では、生活習慣病の増加や高齢化の進行を踏まえ、国民健康づくり運動である「健康日本 21（第二次）」において、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底など、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた取り組みを行っています。

本町における平成 27 年度の死因別死亡数に占める3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は 51.1%を占めており、このうち死因第1位である悪性新生物（がん）の検診受診率については、胃・肺・大腸がんは県平均を上回っています。しかし、子宮頸がん・乳がんは県平均を下回っています。

また、血圧の有所見率が男女ともに高く、高血圧症が要因となる脳血管疾患の死亡割合は国・県よりも高くなっています。

このような状況から、平成 27 年度に「第2次茨城町健康増進計画・食育推進計画」を策定し、「茨城町国民健康保険データヘルス計画」と整合性を図りながら、すべての町民が健康で明るく元気に暮らせるよう、栄養・運動・休養など、6つの分野で様々な施策に取り組んできました。

今後の課題としては、各種健診やがん検診の受診率向上のための取り組みを充実させるとともに、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化予防に努める必要があります。

また、すべての町民が健康づくりに関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう、意識の向上につながる効果的な支援を展開していくことが必要です。

一方、医療については、町内に独立行政法人国立病院機構水戸医療センターのほか民間医療機関が開院しており、また、近隣市町村の医療機関へのアクセスもよく、比較的恵まれた医療環境にあります。今後は、高齢化の急速な進行に伴い、医療ニーズも高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域医療体制のさらなる充実を進めていく必要があります。

■施策の体系

保健 ・ 医療	健康づくりに関する指針の見直し
	健康づくり支援体制の充実
	生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底
	妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実
	地域医療体制の充実
	国民健康保険制度の適正運営

▶ 主要施策

1-1-1 健康づくりに関する指針の見直し

実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、「第2次茨城町健康増進計画・食育推進計画」及び「茨城町国民健康保険データヘルス計画」の見直しを行います。

1-1-2 健康づくり支援体制の充実

- ①町民主体の健康づくりを支援するため、健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実を図ります。
- ②食事や運動、休養など、健康づくりに関する教室等を開催し、正しい知識の啓発に努めます。
- ③高齢者の健康づくりに向け、シルバーリハビリ体操の普及や福祉分野と連携した介護予防事業の充実を図ります。
- ④各種健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診率の向上を図ります。

1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

- ①高血圧や糖尿病など、生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発に努めます。
- ②生活習慣病の悪化予防対策として、治療の継続や生活習慣改善の必要性など、個人に合わせた保健指導を行うとともに、医療機関等との連携により、重症化予防に努めます。

1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実

- ①ワンストップ拠点として、母子健康包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援に努めます。
- ②育児の孤立化の予防や、産後うつ病の早期発見・早期支援に取り組むため、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

1-1-5 地域医療体制の充実

町内外の医療機関との連携や、休日夜間緊急診療所の広域的連携を図るなど、地域医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。

1-1-6 国民健康保険制度の適正運営

- ①疾病の早期発見・早期治療を図るため、被保険者に対する特定健康診査や脳ドック検診などの保健事業の充実を図ります。
- ②医療費抑制に向けた取り組みとしては、ジェネリック医薬品^{※6}の利用促進等に努めます。

※6 後発医薬品。同等の効き目で比較的安価である。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
特定健康診査受診率	%	36.4	40.0
脳ドック検診受診者数	人	167	200
胃がん検診受診率	%	（平成27年度） 10.4	15.0
肺がん検診受診率	%	（平成27年度） 31.6	36.0
大腸がん検診受診率	%	（平成27年度） 21.6	26.0
乳がん検診受診率	%	（平成27年度） 16.4	21.0
子宮頸がん検診受診率	%	（平成27年度） 15.4	20.0
健康づくりボランティア人数	人	221	250
男性の肥満者率（BMI 25以上）	%	34.0	32.0
女性の肥満者率（BMI 25以上）	%	26.3	25.0
男性の喫煙者率	%	26.8	25.0
女性の喫煙者率	%	6.3	3.0

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト
重点

資料編

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○行政等による各種事業を効果的に利用し、生活に必要な心身の機能の維持・向上に努めましょう。○健康づくりボランティア団体が行う活動に参加するとともに、団体に加入し、活動しましょう。○各種健診（検診）を定期的に受け、健康づくりに生かしましょう。○健康に関する意識と知識を高め、栄養・食生活や身体活動・運動、たばこ・アルコール、休養などに関する生活習慣を見直しましょう。○自主的な健康管理を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めましょう。○医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体において、健康に関する自主的な事業を行いましょう。○健康づくりボランティア団体は、活動体制の充実に努め、積極的に活動するとともに、行政と連携して健康づくり事業を行いましょう。○事業者は、従業員等に各種健診（検診）の定期的な受診を促しましょう。



シルバーリハビリ体操

1 - 2 子育て支援

▶ 目的と方針

若い世代が子育てに夢と希望を持ち、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援サービスや保育サービスなどの充実に努めるとともに、結婚を希望する男女を応援する取り組みを進めます。

▶ 現状と課題

少子化が深刻化し、将来の社会に大きな影響を及ぼすことが懸念される中、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが強く求められています。

本町では、急速に進む少子化に対応するため、平成 26 年度に「茨城町子ども子育て支援事業計画」を策定し、各種の子育て支援施策を推進してきました。

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターをはじめ、保育所や認定こども園などで実施し、子育てに関する不安感や負担感の軽減等に努めています。また、民間事業者との連携を強化することで、質の向上を図り、地域全体のサービス提供体制を充実させていく必要があります。

放課後児童クラブについては、4小学校区ごとに開設し、保護者の就労支援と児童の健全育成に努めていますが、就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに即したサービスの充実が求められています。

また、保育所等の入所待機児童の解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善や業務負担の軽減により就業継続・離職防止を図ることが求められています。

児童虐待等については、平成 27 年度に県内の児童相談所が対応した件数は過去最高にのぼり、平成 28 年度はさらに増加しています。このような中、発生予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見することが重要です。

今後は、こうした状況を踏まえ、「茨城町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、また見直しを行いながら、町全体で子どもと子育てを応援する体制の強化を進めていく必要があります。

また、本町では、少子化対策の一環として、結婚を希望する男女を応援するため、「茨城町キューピットプラン事業」による出会いの場の提供や相談支援を

行っているほか、本事業を通じて結婚した男女に結婚祝い金を給付しています。
しかし、本町の未婚率は男女ともに県平均を上回っており、今後ともこれらの事業を充実させていく必要があります。

■施策の体系

子育て支援	子育て支援に関する指針の見直し
	子育て支援サービスの充実
	保育サービスの充実
	要保護児童等への対応
	結婚を希望する男女への支援

▶主要施策

1-2-1 子育て支援に関する指針の見直し

実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行います。

1-2-2 子育て支援サービスの充実

- ①地域子育て支援拠点事業において、民間事業者とのネットワークの構築を図り、子育て中の保護者のニーズを的確に把握し、支援活動の充実に努めます。
- ②放課後児童クラブにおいて、保育ニーズに即したサービスの充実や負担金の軽減など、支援活動の充実を図ります。

1-2-3 保育サービスの充実

- ①民間事業者の保育サービスと連携し、病児保育事業など保育内容の充実や低年齢児の受け入れ枠の確保に努め、子育てと就労が両立できる環境の整備を図ります。
- ②民間事業者の保育サービスにおいて、保育士数の不足により乳幼児を受け入れられない状況があることから、保育士が働きやすい職場環境の整備を促進します。

1-2-4 要保護児童等への対応

児童虐待の早期発見と適切な対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。

1-2-5 結婚を希望する男女への支援

結婚を希望する男女への支援として、「茨城町キューピットプラン事業」による出会いの場づくりの充実、「きらりキューピットプラン相談支援センター」の相談機能の強化に努めるとともに、結婚祝い金の支給を行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
病児保育事業実施箇所数	箇所	2	4
婚活イベント・マッチング相談会開催回数	回	3	6

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援サービスや保育サービスを効果的に利用し、子育てに関する不安感や負担感の軽減、子育てと就労の両立等に努めましょう。 ○児童虐待の発見・連絡等に協力しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供事業者は、サービスの質の向上、行政と連携したサービスの展開、保育士が働きやすい職場環境の整備に努めよう。 ○地域や団体は、児童虐待の発見・連絡等に協力するとともに、子どもの見守り等に努めましょう。

1-3 高齢者支援

▶ 目的と方針

高齢者がいきいきと自立した生活を送れるよう、また介護が必要になっても安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム^{※7}の構築に向けた各種施策を総合的に推進します。

※7 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

▶ 現状と課題

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進む中、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めています。

本町では、平成29年3月末現在の高齢化率は30.8%と国や県の水準を上回っており、およそ3人に1人が65歳以上となっています。

今後、本町の高齢化はさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き町全体の重要課題となっています。

このような中、本町では平成29年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策を着実に推進し、高齢者ができる限り自立した生活を営み、介護が必要になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

■ 施策の体系

高齢者支援	高齢者支援推進体制の充実
	高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進
	介護保険サービスの充実
	地域支援事業の充実
	各種福祉サービスの充実

▶ 主要施策

1-3-1 高齢者支援推進体制の充実

- ①各種制度やサービス内容の周知、高齢者福祉の地域における拠点である地域包括支援センターの機能強化、地域住民等の多様な主体によるサービス提供体制の充実等に努めます。
- ②「茨城町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の見直しを行い、高齢者支援推進体制の充実を図ります。

1-3-2 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

- ①高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、長生大学をはじめ、生涯学習・文化・スポーツ活動への参加を促進します。
- ②高齢者が知識や経験、技術を生かし、社会参加することができるよう、高年者クラブの活動支援、シルバー人材センターの支援に努めます。

1-3-3 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者を対象とした、重度化の防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実を促進します。

1-3-4 地域支援事業の充実

①地域住民等の多様な主体の参画による訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業と、地域の実情に応じた介護予防を推進する一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

②地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置や認知症サポーターの養成等による認知症対策の強化等を行う包括的支援事業を推進します。

③介護給付費の適正化や家族介護の支援のための取り組みを行う任意事業を推進します。

1-3-5 各種福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の介護保険対象外の生活支援が必要な人を対象に、緊急通報装置の貸与、給食の提供をはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合	%	15.9	15.0
シルバー人材センター会員数	人	160	220
介護予防教室参加者数(延べ)	人	17,125	20,000
認知症サポーター数(延べ)	人	2,455	5,500

■町民等に期待される主な役割

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支え合う意識を高め、各種サービスの提供に参画しましょう。 ○生涯学習・文化・スポーツ活動に参加しましょう。 ○知識や経験、技術を生かし、高年者クラブの活動やシルバー人材センターなどに参画しましょう。 ○介護保険・各種福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実等に努めましょう。 ○地域支援事業を効果的に利用し、要介護状態等にならないよう、また、できるだけ自立した生活を送れるよう努めましょう。 ○認知症サポーターとして、認知症の人を支える活動を行いましょう。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、支え合う意識を高め、各種サービスの提供に参画しましょう。 ○高年者クラブやシルバー人材センターは、活動・事業体制の充実に努め、活動・事業の活性化を図りましょう。 ○サービス提供事業者は、高齢者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。



認知症サポーター養成講座

1-4 障がい者支援

▶ 目的と方針

障がい者が社会の一員として自立し、いきいきと暮らすことができるよう、共生社会の実現と障がい者の日常生活・社会生活の総合的支援に向けた各種施策を推進します。

▶ 現状と課題

すべての人々が、障がいの有無に分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

平成28年度末現在、本町の身体障害者手帳所持者は1,201人、療育手帳所持者は282人、精神障害者保健福祉手帳所持者は191人となっています。

本町ではこれまで、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等に基づき、2次にわたる障害者基本計画と4期にわたる障害福祉計画を策定し、ノーマライゼーション^{※8}の理念の浸透や障がい福祉サービスの提供、公共施設等のバリアフリー化、社会参加の促進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や核家族化の進行等による家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では平成29年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城県第3次障害者基本計画・茨城県第5期障害福祉計画（障害児福祉計画含む）」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、障がい者支援推進体制の一層の充実のもと、障がい者施策全般の一層の内容充実を図り、すべての障がい者が地域において可能な限り自立し、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

※8 だれもが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

■施策の体系

障がい者支援	障がい者支援推進体制の充実
	広報・啓発活動等の推進
	就労機会の拡大
	障がい福祉サービスの提供
	人にやさしい環境整備の推進

▶主要施策

1-4-1 障がい者支援推進体制の充実

- ①地域自立支援協議会の活用により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携及び協力体制の充実に努めます。
- ②「茨城町第5期障害福祉計画」の見直しを行い、推進体制の充実に図ります。

1-4-2 広報・啓発活動等の推進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

1-4-3 就労機会の拡大

障がい者の就労機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供を図るほか、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

1-4-4 障がい福祉サービスの提供

- ①障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実に促進します。
- ②県と連携し、相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ③障がいのある児童が身近な地域で児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの支援が受けられるよう提供体制の整備に努めます。

1-4-5 人にやさしい環境整備の推進

- ①障がい者が安心して暮らせる環境づくりに向け、公共施設等のバリアフリー化に努めます。
- ②「障害者差別解消法」に基づき、公共窓口や店舗等における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
自立支援給付費利用者数(延べ)	人	5,191	5,800
介護・訓練等給付費利用者数(延べ)	人	3,711	4,300
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人	—	2
一般就労への移行者数	人	—	2
地域活動支援センター利用者数	人	8	13

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○各種障がい福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○サービス提供事業者は、障がい者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。 ○事業者は、障がい者の雇用拡大に努めるとともに、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを進めましょう。

1 - 5 地域福祉

▶ 目的と方針

「地域共生社会^{※9}」の実現に向け、町民や関係団体等の多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

※9 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

▶ 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等に伴い、家庭の介護力や地域における互助機能の低下が進む中、多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や関係団体等が「我が事」として主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティア活動の促進、地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、平成26年度に策定した「茨城町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

また、東日本大震災を通して、災害時における避難行動要支援者に対する支援の重要性が改めて認識されました。今後、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握を進め、地域や関係機関が連携する支援システムを強化していかなければなりません。

■施策の体系

地域福祉	地域福祉に関する指針の見直し
	福祉サービスを利用しやすい環境づくり
	地域福祉活動団体との連携と支援
	支え合い助け合う地域づくり
	避難行動要支援者に対する支援

▶ 主要施策

1-5-1 地域福祉に関する指針の見直し

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをさらに充実させるため、「茨城町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行います。

1-5-2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

1-5-3 地域福祉活動団体との連携と支援

- ① 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等との連携を強化し、一体的な地域福祉活動を促進します。
- ② 社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成や地域での福祉ボランティア活動の支援を行い、地域福祉の充実に努めます。

1-5-4 支え合い助け合う地域づくり

- ① 町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」を活用し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

1-5-5 避難行動要支援者に対する支援

避難行動要支援者名簿の更新及び個別計画（避難支援プラン）の作成を行い、災害発生時の迅速な避難支援等の対応に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
福祉ボランティア登録者数	人	815	900
「ふれあいいいききサロン」開催地区数	地区	41	45
「いばらき見守りネット」協力事業所数	事業所	10	25

■町民等に期待される主な役割

町 民	○福祉意識を高め、地域福祉活動に参画しましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体は、福祉意識を高め、地域福祉の担い手として、地域福祉活動を行いましょう。 ○地域や団体は、町民の福祉意識の高揚や福祉ボランティアの育成に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、「いばらき見守りネット」に参画し、高齢者や障がい者などの見守り活動を行いましょう。

1-6 国民年金・低所得者福祉

▶ 目的と方針

すべての町民が安心して生活を送ることができるよう、国民年金や低所得者福祉に関する制度の周知と適正な運用に努めます。

▶ 現状と課題

国民年金制度は、不安のない老後の生活のために必要不可欠なものですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、所得格差の拡大や高齢者単身世帯の増加等を背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、関係機関と連携し、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用に関する相談・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

■ 施策の体系

国民年金・低所得者福祉

国民年金制度の周知徹底

低所得者福祉の推進

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

▶ 主要施策

1-6-1 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に関する正しい理解が得られるよう、広報・啓発活動や相談等を行います。

1-6-2 低所得者福祉の推進

民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、低所得者の実態を的確に把握するとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する相談・指導等を行い、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
相談件数(低所得者福祉)	件	57	70

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○国民年金制度についての理解を深め、保険料の納付義務を果たしましょう。○各種援護制度を効果的に利用し、生活の安定と自立に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。

第2章

快適で安全・安心な生活環境のまち

2-1 環境保全

▶ 目的と方針

涸沼を有する町として、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めるため、涸沼の保全・水質改善に向けた取り組みをはじめ、環境保全施策を積極的に推進します。

▶ 現状と課題

今日の環境問題は、地球温暖化などの地球環境問題をはじめ、国・地域における自然の減少や水質汚濁など、地球的規模のものから住民生活に身近なものまで多岐に及んでおり、世界・国・地域、そして住民一人ひとりが、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動を積極的に行うことが強く求められています。

本町は、絶滅危惧種であるヒヌマイトトンボをはじめ、海と川の魚介類や多様な植物が生息するとともに、数多くの水鳥が飛来する涸沼を有するなど、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町では、こうした優れた環境を将来にわたって保全していくため、平成21年度に「茨城町環境基本条例」を制定、平成24年度には「茨城町環境基本計画」及び「茨城町地球温暖化対策実行計画」を策定し、涸沼の水質改善や地球温暖化の防止に向けた取り組みをはじめ、環境保全に向けた各種施策を展開してきました。

また、平成27年5月に涸沼が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されたことを契機に、環境保全に対する意識を一層醸成させていくことが必要となります。

今後、こうした取り組みは、地球環境の保全や地域の自然環境の保全はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、人々が定住・移住したくなる環境づくり

にもつながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、涸沼の保全・水質改善をはじめ、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進し、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

環境保全	涸沼の保全に関する意識啓発等の推進
	涸沼の水質改善
	地球温暖化対策の推進
	公害対策の推進
	環境保全団体の自主的な活動の促進

▶主要施策

2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進

- ①涸沼がサテライト会場となっている「第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）」に参画し、涸沼の保全に関する気運の醸成や町民活動の活性化を促進します。
- ②「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、涸沼の貴重な自然環境についての情報を発信するとともに、涸沼の保全に関する意識の啓発に努めます。
- ③涸沼環境学習会を開催し、次代を担う子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出に努めます。

2-1-2 涸沼の水質改善

涸沼流域全体で水質改善に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」との連携を強化し、涸沼流域住民の水質改善意識の一層の醸成、クリーン作戦など水質改善に向けた各種実践活動の活発化を促進します。

2-1-3 地球温暖化対策の推進

- ①行政が率先して地球温暖化対策を進めるため、町役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- ②町全体で地球温暖化対策を進めるため、広報・啓発活動を積極的に推進し、緑のカーテンやエコドライブをはじめ、家庭や事業所における実践活動を促進します。

2-1-4 公害対策の推進

近隣騒音や生活排水による河川の汚濁、違法な野焼きなどの生活型の公害の防止に向け、町民のマナーの向上を促すため、広報紙やホームページを通じて関係法令の周知等を行います。

2-1-5 環境保全団体の自主的な活動の促進

環境美化活動や水質保全活動等を行う環境保全団体の活動支援を行い、自主的な活動の活発化を促進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
酒沼環境学習会参加者数(累計)	人	175	1,000
酒沼のCOD ^{※10}	mg/ℓ	5.6	5.0
町内一斉ごみ拾い参加者数	人	12,178	13,000

※ 10 化学的酸素要求量。水質汚濁の指標の一つで、値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる。

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○環境イベントや学習会等に参加し、涸沼の保全・水質改善に関する意識を高めましょう。○クリーン作戦など涸沼の水質改善に向けた実践活動に参画しましょう。○家庭における身近な地球温暖化対策を行いましょ。○関係法令を遵守し、公害が発生しない生活を送りましょ。○環境保全団体が実施する環境美化活動や水質保全活動に積極的に参画ましょ。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、環境イベントや学習会等に参加し、涸沼の保全・水質改善に関する意識を高めましょ。○地域や団体、事業者は、クリーン作戦など涸沼の水質改善に向けた実践活動に参画ましょ。○事業者は、事業所における地球温暖化対策を行いましょ。○環境保全団体は、活動体制の充実に努め、環境美化活動や水質保全活動を行いましょ。



涸沼環境フェスティバル



涸沼環境学習会

2-2 ごみ処理等環境衛生

▶ 目的と方針

持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的連携のもと、ごみの適正処理及び資源化、し尿の適正処理に努めます。

また、斎場の適正な管理・運営に努めます。

▶ 現状と課題

これからのまちづくりにおいては、廃棄物の減量化・資源化等の身近な取り組みを積み重ねることで、持続的発展を可能にする循環型社会を実現する必要があります。

本町のごみ処理は、現在、小美玉市と構成する「茨城美野里環境組合」で行っています。しかし、施設の老朽化が進んでいることなどから、広域処理の枠組みを再編し、石岡市とかすみがうら市を加えた4市町で構成する「霞台厚生施設組合」において、平成33年度までに新たなごみ処理施設を整備する計画を推進しています。

また、し尿処理は、水戸市、笠間市、小美玉市と構成する「茨城地方広域環境事務組合」で行っています。

本町では、平成25年度に「茨城町一般廃棄物処理基本計画」を策定、平成28年度には「茨城町まちをきれいにする条例」を制定し、廃棄物の適正処理や資源化、不法投棄の防止、環境美化などに取り組んでいます。

しかし、近年のごみの排出量は増加傾向にあるとともに、リサイクル率も県平均と比較すると低くなっています。また、不法投棄も依然として後を絶たない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後は、新たな枠組みによるごみ処理体制への円滑な移行を進めていくとともに、ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

また、町営斎場の「いばらき聖苑」については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕等を行い、適正に管理・運営していく必要があります。

■施策の体系

ごみ処理等 環境衛生	ごみの適正処理と資源化等の促進
	し尿の適正処理
	ごみの不法投棄の防止
	斎場の適正な管理・運営

▶ 主要施策

2-2-1 ごみの適正処理と資源化等の促進

- ①広域的連携のもと、新たな資源化手法の設定やごみ処理施設の遠方化への対応など、新たなごみ処理体制への移行に必要な施策を検討・推進し、円滑な移行を図ります。
- ②広報紙やホームページにより、ごみの分別方法の周知徹底を図るとともに、町民が自主的に行っている集団資源回収活動など、ごみの資源化に向けた町民、事業者、町の協働による取り組みを推進します。

2-2-2 し尿の適正処理

広域的連携のもと、し尿処理施設の適切な維持管理を行うとともに、効率的な運営体制の維持に努めます。

2-2-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのない美しいまちづくりに向け、「茨城町まちをきれいにする条例」の周知を行うとともに、不法投棄監視員や県・警察と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

2-2-4 斎場の適正な管理・運営

「いばらき聖苑」について、老朽化した施設・設備の保守点検を行いながら、計画的な修繕を実施し、適正な管理・運営に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町民一人一日あたりのごみの排出量	g	871	711
ごみのリサイクル率（ごみ総排出量における資源ごみの割合）	%	16.2	18.0

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○自主的な資源集団回収活動を行いましょう。 ○「茨城町まちをきれいにする条例」により、ごみのない美しいまちづくりに協力しましょう。
地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○地域や団体は、自主的な資源集団回収活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、「茨城町まちをきれいにする条例」により、ごみのない美しいまちづくりに協力しましょう。

2-3 上・下水道

▶ 目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、将来にわたって持続可能な水道事業を推進するとともに、涸沼や河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の整備及び普及促進を図ります。

▶ 現状と課題

今後の水道行政においては、人口減少社会や災害に対応した施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うことにより、将来にわたり持続可能な水道事業を推進することが求められています。

本町においても、今後とも持続的な事業運営を実現し、安全な水の供給を行い続けるためには、水道事業を最適化していく必要があります。

このため、町の水道施設を常に健全かつ最適な状態に維持していく必要があり、計画的な保全により施設の長寿命化を図るとともに、町民が安全・安心に利用できる施設として計画的な更新を行う必要があります。

また、水道事業経営の持続性と健全性を確保するため、適正な財政基盤の見直しが必要であることから、人口減少に伴う水需要の変化に対応し、給水体制を適切な規模に見直すことにより、施設の更新及び将来の維持管理に要する費用を縮減することが重要です。

一方、生活排水処理施設の整備と普及促進にあたっては、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、県が策定した「生活排水ベストプラン」に基づき、各種の汚水処理事業（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）を進めています。

それぞれの事業にあたっては、地域特性等を踏まえ、効率的な施設の整備を進めるとともに、町民への水質保全に関する啓発活動等を行い、水洗化率の向上を図ることが必要です。

公共下水道の整備においては、全体計画面積を 1,478.3ha、事業認可区域を 420.3ha として定め、市街化区域を中心とした管渠の整備を推進しています。平成 30 年度からは、新たな事業区域として、大型商業施設を中心とした長岡・前田地区の整備に着手します。整備にあたっては、投資の平準化とともに、効

果的な整備を推進することが必要です。

農業集落排水事業では、「茨城町生活排水処理整備計画」に基づく計画区域10地区のうち、4地区（飯沼地区・下石崎地区・涸沼南地区・逆川地区）の整備が完了しており、あわせて318haの地域において供用が開始されています。引き続き安定した汚水処理を図るため、適正な維持管理を行うとともに接続率向上への対策等を行う必要があります。

公共下水道事業計画区域と農業集落排水事業実施区域以外の区域における生活排水対策としては、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽への転換を図るため、設置に対する補助事業を実施していますが、引き続き普及促進に努める必要があります。

■ 施策の体系

上・下水道	水道施設の整備
	水道事業の基盤強化
	公共下水道の整備
	農業集落排水の整備
	合併処理浄化槽の普及促進

▶ 主要施策

2-3-1 水道施設の整備

- ① 今後の水需要を考慮し、水道施設の集約化・効率化を図るため、浄水施設の統廃合及び管路等の更新計画に基づき、施設の整備に努めます。
- ② 施設の整備とあわせ、水の安定供給を図るため、共用給水管から配水管への転換など、水道管理体制の充実を図ります。

2-3-2 水道事業の基盤強化

- ① 安全・安心な公共サービスを持続できる事業運営に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設の更新を見据えた財源の確保に向け、コストの削減を図るなど、効率的で健全な水道事業の運営を行います。
- ② 町民の水道事業に対する理解を深め、未加入世帯の加入を促進します。

2-3-3 公共下水道の整備

- ①事業計画区域における早期かつ低コストな工法の検討と導入を行い、経済効率の高い整備を推進するとともに、様々な啓発活動を行い、供用開始された区域における接続率の向上を図ります。
- ②浄化センターや污水管などの処理施設について、中長期的なストックマネジメント^{※11}に関する計画の策定を図り、適切な維持管理と安定した污水处理に努めます。
- ③経営環境の変化に対応すべく、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化を図るべく地方公営企業法適用化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

2-3-4 農業集落排水の整備

- ①農業・農村地域における用排水施設の機能維持とともに生活環境の向上や水質の改善を図るため、新たな整備計画区域の調査・検討を行うとともに、供用開始地区における未接続者に対し、生活排水処理の重要性についての啓発活動や戸別訪問等を行い、接続率の向上を図ります。
- ②中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化を図るべく地方公営企業法適用化の検討を行います。また、施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理を推進し、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。

2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進

- ①従来型の生活排水処理方法（汲み取りや単独処理浄化槽）から合併処理浄化槽への転換と普及促進を図るため、引き続き合併処理浄化槽設置整備に対する補助を行うとともに、計画的な補助基数の拡充を図ります。
- ②既存の合併処理浄化槽設置者に対し、適切な保守管理と点検の重要性について、関係機関と連携を図りながら啓発や指導を行います。

※ 11 既存施設の有効活用や長寿命化を図り、建設から修繕・保全、廃棄処分等に至るトータルコストを低減するための管理手法。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
上水道有収率	%	91.4	92.6
上水道普及率	%	89.0	90.8
石綿セメント管の残存延長	km	7.9	5.4
汚水処理人口普及率	%	65.9	72.0
公共下水道施設接続率	%	79.6	83.0
農業集落排水施設接続率	%	89.7	90.5

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○未加入世帯は、水道事業に対する理解を深め、加入に努めましょう。 ○生活排水処理の重要性について理解を深め、公共下水道施設や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。 ○合併処理浄化槽の適切な保守管理・点検を行いましょ。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、行政と連携して町民への啓発活動等を行い、公共下水道施設や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置を促しましょう。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

2-4 公園・緑地

▶ 目的と方針

良好な都市環境の形成やレクリエーション空間の創出、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備充実、町ぐるみの緑化推進に努めます。

▶ 現状と課題

公園・緑地は、良好な都市環境の形成やレクリエーション空間の創出、防災性の向上、景観形成などの重要な機能を有しています。

現在、本町には、奥谷公園や長岡公園をはじめとする都市公園・緑地が6箇所、洵沼自然公園や広浦公園、親沢公園をはじめとする都市公園以外の公園・緑地が10箇所整備されており、町民の憩い・やすらぎの場として、また観光・交流、レクリエーションの場として利用されています。

しかし、都市公園については、現在、町民一人あたりの都市公園面積は4.05㎡で、「茨城町都市公園条例」に基づく面積基準の10㎡に満たない状況となっており、計画的な整備が必要となっています。その他の公園・緑地についても、観光・交流資源等としての活用を見据えた整備が求められています。

また、これらの公園・緑地は、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保が課題となっているほか、適正な維持管理が求められています。

このため、関係団体等との協働による公園・緑地の維持管理及び遊具等の公園設備の点検・更新に努めるとともに、新たな公園・緑地の整備を進めていく必要があります。

また、本町では、関係団体等による緑化運動や花づくり運動の促進に努めていますが、今後とも、これらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

公園 ・ 緑地	公園・緑地の整備
	公園・緑地の適切な維持管理
	遊具等の公園設備の点検・更新
	緑化の推進

▶ 主要施策

2-4-1 公園・緑地の整備

①桜の郷地区の公園・緑地の整備を県に働きかけていくほか、前田東原公園については、前田・長岡地区における市街化の状況などを見極めつつ、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

②観光・交流機能の強化に向け、豊かな自然環境を生かした植栽計画の策定や、若宮川を中心とした水辺空間の整備など、水と緑に親しめる空間の創出に努めます。

2-4-2 公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地について、関係団体や企業等との協働により、適切な維持管理を行います。

2-4-3 遊具等の公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、遊具をはじめとする老朽化した公園設備の点検・更新を計画的に推進します。

2-4-4 緑化の推進

関係団体等による自主的な緑化運動や花づくり運動を促進し、町ぐるみの緑化を推進します。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町民一人あたりの都市公園面積	m ²	4.05	4.20
キャンプ場利用人数	人	2,645	3,500
花と緑の環境美化コンクール参加団体数	団体	14	20

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の維持管理活動に参画しましょう。 ○緑化意識を高め、緑化運動や花づくり運動に参画しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、公園・緑地の維持管理活動を行いましょ ○地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、緑化運動や花づく



涸沼自然公園キャンプ場

2-5 消防・防災

▶ 目的と方針

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

近年、全国的に火災出場は減少傾向にあり、救急出場は増加の一途をたどっています。また、多様化する災害に対し、出場体制も変化しています。

本町では、工業団地や桜の郷地区等に各種事業所が進出しています。そして、施設の大規模化により災害要因が多様化し、工場などで発生した火災は、鎮火までに長時間を要することも考えられます。そこで、消防・防災における人員を含め、装備や資器材の充実強化は欠かせません。

また、増加する救急要請に対し、適正利用を促すポスターを配布するとともに、高度な資器材を整備して救命率の向上や質の高い応急手当の提供を図っています。

今後のあり方として、超高齢社会の到来を見据えると、総合的な消防力の向上が必要であり、消防学校等や各講習会へ積極的に派遣し、洗練された隊員を増やし活動強化を進めていく必要があります。

また、事業所等への防火指導・消防訓練を積極的に行い、火災の予防に努めるとともに、大規模災害発生時には災害対応に協力してくれる消防団協力事業所を確保しておく必要があります。さらに、共助の面からみても自主防災組織の育成が不可欠です。

また、東日本大震災発生時には、消火栓が使用できなかった状況を踏まえ、消防水利は、消火栓に限らず、耐震性の防火水槽を並行して整備していく必要があります。

一方、防災面では、東日本大震災以降も、全国各地で大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本町では、指定避難所に防災倉庫を設置し、備蓄食料や飲料水のほか、避難所運営に必要な資器材を整備しています。引き続き、資器材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の作成が必要です。

また、土砂災害や水害を未然に防止するため、急傾斜地等の危険箇所の把握・周知、河川・水路の改修など、治山・治水対策が求められています。

このようなことから、防災全般の総合的指針である「茨城町地域防災計画」の見直しを随時行い、総合的な防災・減災体制の強化を進めていくとともに、災害時に正確な情報を速やかに発信する必要があります。

また、原子力関連では、本町は東海・大洗地区の原子力事業所からUPZ^{※12}圏内に位置しています。両事業所は、現在は稼働していませんが、東海は、20年延長の再稼働のために原子力規制委員会に適合性審査の申請の動きがあり、大洗については再稼働のための申請をしています。

今後は、これらの動向を注視するとともに、町民の安全を確保するために必要な施策を推進することが重要となっています。

※ 12 緊急時防護措置準備区域。原子力事故発生時に、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域で、原子力施設から概ね 30 kmとされている。

■施策の体系

消防 ・ 防災	総合的な消防力の強化
	応急手当の普及啓発
	消防水利の整備
	地域防災力の強化
	総合的な防災体制の確立
	治山・治水対策の推進
	広域避難計画の策定

▶ 主要施策

2-5-1 総合的な消防力の強化

消防力の強化に向け、消防署の各小隊を再編し職員数の増加を図ります。また、消防職員・消防団員を消防学校等や各講習会へ派遣し、知識や技術の向上に努めるとともに、装備や資器材を整備します。

2-5-2 応急手当の普及啓発

各地区の公民館や集会場において、初期の応急手当の重要性を改めて啓発し、応急手当講習会の受講を促進します。

2-5-3 消防水利の整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、消火栓の整備と合わせ、耐震性防火水槽の整備を並行して行います。

2-5-4 地域防災力の強化

- ① 地域防災力の担い手として消防団員の確保や施設・装備の計画的更新を図り、消防団の充実・強化を促進します。
- ② 大災害において消防団活動に協力する事業所を募集します。
- ③ 事業所への防火指導・消防訓練を積極的に推進し、火災の予防に努めます。
- ④ 町民が防災に関する正しい知識と行動力を身につけられるよう、防災訓練や各種研修会への参加を促進します。
- ⑤ 防災に関する広報・啓発活動を推進するとともに、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。

2-5-5 総合的な防災体制の確立

- ① 「茨城町地域防災計画」を適宜見直し、総合的な防災体制の強化を進めます。
- ② 防災行政無線のデジタル化及び指定避難所等へのWi-Fi環境^{※13}の整備を進め、災害時の情報伝達手段の確立を図り、速やかな情報発信に努めます。

※13 無線でインターネット等に接続する技術・方式

- ③指定避難所の備蓄資器材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の作成、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。
- ④災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

2-5-6 治山・治水対策の推進

土砂災害及び洪水ハザードマップによる危険箇所の把握と周知を行いながら、関係機関と連携し、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を推進し、災害の未然防止を図ります。

2-5-7 広域避難計画の策定

原子力災害が発生もしくは発生する恐れがある場合に、町民の避難等が迅速に行えるよう必要な事項を定めた実効性ある計画として、「茨城町広域避難計画」を策定します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
普通救命講習実施回数(延べ)	回	18	30
普通救命講習受講者数	人	145	200
防火指導実施回数	回	242	280
消防団協力事業所数	事業所	11	20
消火栓数	箇所	419	437
耐震性防火水槽数	箇所	28	38
自主防災組織世帯率	%	44	60

■町民等に期待される主な役割

<p style="text-align: center;">町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当講習会を受講しましょう。 ○消防団に参画し、活動しましょう。 ○避難路・避難場所を確認しましょう。 ○防災訓練や各種研修会に参加しましょう。 ○防災意識を高め、自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ○土砂災害や洪水の危険箇所を確認しましょう。
<p style="text-align: center;">地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、応急手当の重要性を認識し、その普及に努めましょう。 ○事業者は、防火指導や消防訓練を受け、火災の予防に努めましょう。 ○消防団は、団員の確保や資質の向上を図り、消防力の強化に努めましょう。 ○事業者は、消防団協力事業所として、消防団活動に協力しましょう。 ○団体や事業者は、行政と災害支援協定を結び、災害発生時には、物資提供や復旧活動等に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、防災訓練や各種研修会に参加しましょう。 ○地域において、自主防災組織の充実・組織化を進め、自主的な防災活動を行いましょう。

2-6 交通安全・防犯

▶ 目的と方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、警察や関係団体、市民との連携のもと、交通安全体制、防犯体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

交通事故の発生件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、近年、交通事故死者数の減少幅が縮小するなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況となっています。

本町においても、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者数が依然として多い状況にあります。

また、全国的に子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれることが多くみられるため、各年齢層に応じた交通安全対策が求められています。

このため、学校と連携した交通安全教室の開催、警察や「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」などと連携した交通安全運動の展開など、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた取り組みが必要となっています。

また、安全な交通環境を確保するため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を整備していますが、今後も、危険箇所については整備充実を進めていく必要があります。

一方、防犯については、近年、身近な生活の場でも犯罪が発生しているほか、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、安全・安心なまちづくりを進める上で防犯対策の重要性が高まっています。

住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関・団体が連携した安全確保の取り組みはもとより、家庭や地域が一体となった防犯環境づくりが重要です。また、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域の結びつきが希薄化していることから、一人でも多くの住民が防犯対策の重要性を認識し、地域ぐるみの防犯活動につながるよう、啓発活動を強化することが重要です。

本町では、警察や防犯連絡員などと連携し、防犯活動を展開していますが、引き続き、連携・協力体制や情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動の普及を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

交通安全 ・ 防犯	交通安全普及啓発活動の推進
	交通安全施設の整備
	交通安全団体の支援
	防犯意識の啓発
	地域ぐるみの防犯活動の促進
	防犯環境の整備

▶ 主要施策

2-6-1 交通安全普及啓発活動の推進

- ①警察や関係団体と連携し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた啓発活動に取り組み、市民の交通安全意識の向上に努めます。
- ②広報紙や車両広報、交通安全運動期間における街頭キャンペーンなどを通じ、交通安全に関する広報活動の強化を図ります。
- ③幼稚園、小学校、中学校等において、歩行や自転車の乗り方に関する交通安全教室を実施し、子どもの安全意識を高めます。
- ④高齢者の交通事故が増加している現状を踏まえ、高年者クラブなどの団体との連携や長生大学における交通安全講話を通じて高齢者の交通事故防止を図ります。

2-6-2 交通安全施設の整備

- ①警察や道路管理者等と連携し、歩行者が安心して歩くことのできる道路環境の整備を推進するとともに、危険箇所の調査・検証結果を踏まえた交通安全施設の整備を推進します。
- ②安全に運転することのできる道路環境の確立を図るため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を充実させるとともに、警察の管轄である信号機などの整備について調整を図ります。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

2-6-3 交通安全団体の支援

交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」等の活動を支援し、交通安全活動の促進に努めます。

2-6-4 防犯意識の啓発

警察や関係団体と連携し、防犯に関する情報提供や広報・啓発活動に取り組み、町民の防犯意識の向上に努めます。

2-6-5 地域ぐるみの防犯活動の促進

- ①防犯連絡員が、地域の防犯活動の中心を担ってもらうよう支援します。
- ②学校支援ボランティアや子どもを守る110番の家など、町民が主体的に行う防犯活動を支援します。

2-6-6 防犯環境の整備

- ①地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。
- ②道路や公園の樹木管理について、管理者と連携し、死角をつくらないなどの安全・安心な防犯環境の整備に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
人身交通事故発生件数	件	135	100
警察等と連携した交通安全教室の開催回数	回	9	17
防犯灯設置数	基	3,265	3,300

■町民等に期待される主な役割

<p style="text-align: center;">町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全関連事業や交通安全教室等に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ○交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。 ○交通安全団体のメンバーとして活動しましょう。 ○防犯関連事業等に参加し、防犯意識を高め、身近な防犯対策を行いましょ。 ○防犯連絡員として活動するとともに、地域や団体が行う地域ぐるみの各種防犯活動に参画しましょう。 ○防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
<p style="text-align: center;">地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者が一体となって、交通安全関連事業や交通安全教室、広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域や団体は、交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょ。 ○地域や団体、事業者が一体となって、防犯関連事業や広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域や団体は、地域ぐるみの各種防犯活動を行いましょ。 ○地域や団体は、防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょ。



全国交通安全運動街頭キャンペーン

2-7 消費者対策

▶ 目的と方針

町民の消費生活の安定と向上に向け、教育・啓発や相談など、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

▶ 現状と課題

消費者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や情報化の進展、消費生活のグローバル化等により変化し、これらに伴い、消費者の意識や行動、消費者トラブルの内容等も絶えず変化しています。

本町では、平成 22 年度に消費生活センターを設置し、各種相談を受け付けていますが、消費者を取り巻く環境も変化していることから、関係機関・団体等と連携し、引き続き相談体制の強化に努めていかなければなりません。

また、消費者トラブルにあわないためには、町民が消費生活に必要な情報や知識を得ることが必要であることから、近年の環境変化に即した消費者教育・啓発や情報提供に努める必要があります。

■ 施策の体系

消費者対策	消費者教育・啓発等の推進
	消費者保護体制の強化

▶ 主要施策

2-7-1 消費者教育・啓発等の推進

- ①消費者が自ら判断し、安全・安心な消費生活を送ることができるよう、児童から高齢者まで年齢層に応じたきめ細かな消費者教育・啓発を推進します。
- ②消費者トラブル等に関する最新情報の提供に努めます。
- ③消費生活に関する出前講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

2-7-2 消費者保護体制の強化

- ①相談体制の充実に向け、相談員を各種研修に参加させるなど、相談員のスキルアップに努めます。
- ②常に変化する様々な消費者トラブルに対応することができるよう、関係機関・団体等との連携を強化し、情報の収集や共有を進めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
消費生活センターへの相談件数	件	94	50

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○消費者意識・知識を高め、消費者トラブルにあわないようにしましょう。○消費者トラブルの発生時には、速やかに相談し、早期解決に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、最新の情報や知識を共有し、情報発信と被害の未然防止に努めましょう。○事業者は、消費者への安全・安心な商品の提供や適正な商品表示等に努めましょう。

第3章

次代を担う人を育む教育・文化のまち

3-1 学校教育

▶ 目的と方針

「人づくり教育」をさらに進めるため、学校施設の整備や生きる力の育成を重視した教育内容の充実をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

▶ 現状と課題

わが国では、将来の社会の変化を見据え、「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育の再生に向けた様々な改革を進めています。また、学習指導要領も改訂され、幼稚園では平成30年度、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から完全実施となっています。

平成29年5月現在、本町には、町立の幼稚園が3園、小学校が4校、中学校が2校あり、幼稚園園児数は90人、小学校児童数は1,548人、中学校生徒数は816人となっています。

本町では、平成23年度に策定した「茨城町小中学校再編計画」に基づき、平成26年4月に青葉中学校、平成27年4月には青葉小学校、さらに平成28年4月には葵小学校を開校し、学校の再編を完了しました。統合にあたり、校舎の改築・増築や既存施設の大規模改造、空調設備の設置等、教育環境の質的向上を図りました。今後は、非統合校の教育環境の充実を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂等を踏まえた生きる力を育む教育内容の一層の充実、安全・安心な環境づくりなどが課題となっています。

このため、非統合校の施設整備をはじめ、生きる力の育成に向けた教育内容の充実、心の問題への対応、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくりなど、「人づくり教育」のさらなる推進に向けた総合的な取り組みを進めていく必要があります。

■施策の体系

学校教育	学校施設の整備
	生きる力の育成を重視した教育活動の推進
	心の問題への対応
	開かれた学校づくり
	安全対策・通学対策の推進
	学校給食の充実
	教職員の資質の向上

▶ 主要施策

3-1-1 学校施設の整備

- ①教育環境の充実を図るため、非統合校を中心とした学校施設の改修及び整備を推進します。
- ②新学習指導要領等を踏まえながら、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

3-1-2 生きる力の育成を重視した教育活動の推進

- ①生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実、保・幼・小の連携強化に努めます。
- ②確かな学力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、ICT機器の積極的な活用、学習指導支援講師の配置、保・幼・小・中連携教育の推進、ALT^{※14}の配置、家庭学習の促進など、学校・家庭・地域・行政が一体となった特色ある教育を推進します。
- ③豊かな人間性の育成に向け、読書活動の推進や論語の活用、道徳教育・体験学習・人権教育などの充実を図るとともに、町の歴史・伝統文化等を学ぶ「茨城町ふるさと学習」を推進し、郷土意識の醸成を図ります。
- ④健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実に努めます。
- ⑤関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

※ 14 外国語指導助手。

3-1-3 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センターの充実やスクールカウンセラー^{※15}の配置等を通じて相談・指導の充実に努めます。

3-1-4 開かれた学校づくり

地域住民による学校支援ボランティアの取り組みの促進をはじめ、児童・生徒や教職員の地域社会との交流、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進等を通じ、開かれた学校づくりを進めます。

3-1-5 安全対策・通学対策の推進

- ①青色防犯パトロールや防災行政無線を活用した下校時間の周知放送を実施するとともに、ボランティアの協力を得ながら登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ②遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバスの運行の維持と安全対策に努めます。
- ③「茨城町通学路安全プログラム」に基づく安全点検、小学生へのヘルメット配付、自転車通学の中学生へのヘルメット購入費補助を行い、登下校時の安全確保に努めます。

3-1-6 学校給食の充実

- ①学校給食共同調理場の適正な管理・運営を図り、安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- ②「第2次茨城町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、本町の食材を使ったメニューの提供など、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

3-1-7 教職員の資質の向上

適切な指導の推進や研修・研究活動の促進、町独自の自主的な研修会の開催等を通じ、教職員の資質の向上に努めます。

※ 15 心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
空調設備設置率(教室)	%	71.6	100.0
教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	人	7.9	5.0
普通教室における電子黒板整備率	%	22.3	80.0
「授業の内容がよく分かりますか」(国語・算数)に肯定的に答えた児童の割合(小6)	%	88.7	90.0
「授業の内容がよく分かりますか」(国語・数学)に肯定的に答えた生徒の割合(中3)	%	73.2	80.0
年間50冊以上本を読んだ児童の割合(小4～6)	%	91.9	95.0
年間30冊以上本を読んだ生徒の割合(中1～3)	%	26.6	35.0
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合(小6)	%	93.9	95.0
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合(中3)	%	82.4	90.0
不登校児童の割合(年間30日以上)(小学校)	%	0.26	0.1以下
不登校生徒の割合(年間30日以上)(中学校)	%	2.42	1.0以下
食材の地元調達率	%	57.3	60.0

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト
重点

資料編

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○家庭学習の充実に努めましょう。○学校支援ボランティアとして、教育活動を支援しましょう。○学校運営に関する意見や提言を行い、学校運営を支援しましょう。○地域や団体で行う登下校時の児童・生徒の安全対策に参画しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域において、児童・生徒や教職員との交流を行うとともに、学校運営に関する意見や提言を行い、学校運営を支援しましょう。○地域や団体が一体となって、登下校時の児童・生徒の安全対策を行いましょう。



ICT機器を活用した授業



地元食材を使った学校給食(しじみ汁)

3-2 生涯学習

▶ 目的と方針

町民一人ひとりが自ら学び、活動し、その成果が本町のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

▶ 現状と課題

すべての人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、中央公民館をはじめ駒場庁舎などの生涯学習関連施設において、児童から高齢者までを対象とした様々な講座や教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化の中で、生涯の各期における学習課題はますます多様化・高度化してきており、これらへの適切な対応が求められているほか、指導者不足などの問題もみられ、すべての町民が自主的に学習活動を行い、その成果が地域社会の発展に生かされるような学習環境づくりが求められています。

また、図書館においては、近年のパソコンやスマートフォンなどの情報機器の普及により、あらゆる情報を容易に得られる環境が整っていることから、書籍・雑誌・新聞などの出版数が減少傾向にあり、これに伴い、図書館の利用者も伸び悩んでいる状況にあります。

このため、生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、特色ある講座・教室の開催や関係団体の育成、図書館の充実と読書活動の推進など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

生涯学習	生涯学習推進体制の充実
	生涯学習関連施設の整備充実・利用促進
	学習情報提供体制の充実
	特色ある講座・教室の企画・開催
	地区における学習活動の促進
	読書活動の推進
	指導者及び関係団体の育成

▶ 主要施策

3-2-1 生涯学習推進体制の充実

生涯学習の企画・調整・推進にあたり、関係機関からの情報を、生涯学習地区推進委員へ速やかに提供するなど、推進体制の充実を図ります。

3-2-2 生涯学習関連施設の整備充実・利用促進

中央公民館をはじめ、図書館の整備充実に努めるとともに、広報活動を積極的に進め、施設利用の促進に努めます。

3-2-3 学習情報提供体制の充実

町民の自主的な学習活動を支援するため、町民が必要とする学習関連情報を適切に提供できる体制づくりに努めます。

3-2-4 特色ある講座・教室の企画・開催

町民の学習ニーズを的確に把握しながら、既存の講座や教室等の充実を核に、多彩で特色ある講座や教室の企画・開催を図ります。

3-2-5 地区における学習活動の促進

地区単位での自主的な活動を積極的に支援・促進し、地区における生涯学習及び地区住民の地域づくりへの参画を促進するため、各地区の生涯学習地区推進委員に対し、情報提供を行います。

3-2-6 読書活動の推進

ボランティアと連携し、幼児・児童に対して読書を習慣づける取り組みを進めるとともに、全年齢層の読書推進に努めます。

3-2-7 指導者及び関係団体の育成

- ①様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、町民講師の活用を進め、指導体制の充実に努めます。
- ②社会教育団体や自主的な学習団体等の育成・支援に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町民教養講座受講率	%	80	95
長生大学受講者数	人	200	220
図書館来館者数	人	94,267	100,000
図書館蔵書数	点	132,468	150,000
町民講師登録者数	人	17	25

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○講座や教室等を効果的に利用し、学習活動等に意欲的に取り組み、その成果を日常生活などに役立てましょう。○地域や団体で行う学習活動等に参画しましょう。○図書館を利用し、本に親しむ機会を増やしましょう。○指導者やボランティアとして、読書活動や学習活動を支援しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、活動体制の充実に努め、自主的・主体的に学習活動等を行い、その成果を地域課題の解決などに役立てましょう。



町民教養講座



長生大学

3-3 スポーツ

▶ 目的と方針

すべての市民が日常的にスポーツに親しみ、生涯にわたって幸福で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

▶ 現状と課題

わが国では、すべての人々がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる社会づくりを目指し、また、平成32(2020)年のオリンピック・パラリンピックの東京開催等を見据え、平成27年にスポーツ庁を創設し、スポーツ立国の実現に向けた取り組みを進めています。

本町は現在、駅伝などの陸上競技をはじめ、各種のスポーツ活動が盛んで、体育協会を中心とした数多くの団体や少年団が、運動公園をはじめとする各施設を利用し、活発な活動を展開しています。

また、これらスポーツ団体の育成・支援をはじめ、施設の整備充実、各種大会の開催など、スポーツ振興に関する多様な取り組みを推進しています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心が高まる一方で、若年層のスポーツ離れが進むなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行い、生活の一部として定着させることができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実等に努める必要があります。

また、平成31年に「いきいき茨城ゆめ国体2019」が開催されることから、これを契機に、より一層のスポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

■施策の体系

スポーツ	スポーツ施設の整備充実
	スポーツ団体・指導者の育成
	スポーツ活動の普及促進
	スポーツ功労者等の表彰

▶主要施策

3-3-1 スポーツ施設の整備充実

老朽化への対応や安全性の確保等を見据え、運動公園などのスポーツ施設の改修等を計画的に進めるとともに、学校体育施設の有効活用を図ります。

3-3-2 スポーツ団体・指導者の育成

- ①市民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、体育協会に加盟する団体をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めます。
- ②総合型地域スポーツクラブが自主的かつ安定的に運営されるよう、指導・助言など側面からの支援を行います。
- ③市民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

3-3-3 スポーツ活動の普及促進

- ①市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動の推進、スポーツ情報の収集・提供を図ります。
- ②体育協会と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。特に、ニュースポーツなど時代のニーズに応じたスポーツの普及を図ります。
- ③地区単位でのスポーツ推進体制の充実を促進し、地区ごとのスポーツ活動の活発化を促します。

3-3-4 スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
運動公園施設利用者数	人	39,475	45,000
学校体育施設利用団体数	団体	81	90
スポーツ少年団数	団体	14	17
スポーツ少年団競技数	競技	8	10

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツへの関心を高め、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。 ○スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブに加入し、スポーツ活動に参加しましょう。 ○指導者として、スポーツ活動を支援しましょう。 ○スポーツ大会・教室に参加し、多様なスポーツ活動を行いましょ。 ○地域で行うスポーツ活動に参加しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ団体は、活動体制の充実に努め、自主的なスポーツ活動を行いましょ。 ○スポーツ団体は、指導者の育成・確保を図りましょ。 ○総合型地域スポーツクラブは、自主的かつ安定的な運営に努めましょ。 ○スポーツ団体は、行政と連携し、スポーツ大会・教室の内容充実や運営体制の充実に努め、町民の参加を促進しましょ。 ○地域は、スポーツ推進体制を充実させ、スポーツ活動を積極的に行いましょ。

3-4 文化芸術・文化財

▶ 目的と方針

心豊かな活力ある町民生活の実現と地域文化の継承に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

▶ 現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育み、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重し合う場を提供するものであり、心豊かな活力ある社会の形成に欠かせない重要な要素です。

本町では、文化協会が中心となり、多種多様な文化芸術活動が行われており、これら文化芸術団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、文化芸術の祭典である町民祭の開催をはじめとする多様な文化行事を行っています。

しかし、文化芸術活動への参加者の減少や高齢化、若年層の参加率の低下といった状況もみられ、今後は、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、地域間の交流事業や町民の文化芸術活動の拠点となる施設の整備について検討を進めていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町には、国指定史跡「小幡北山埴輪製作遺跡」や町指定史跡「小幡城跡」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多く残されており、国・県・町指定の文化財が49件にのぼります。

文化財は、町民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本町の歴史や文化・風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存・活用等に努め、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の体系

文化芸術 ・ 文化財	文化芸術団体・指導者の育成
	文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実
	文化功労者等の表彰
	文化的施設の整備検討
	文化財の保存・活用
	文化財等展示施設の整備検討

▶ 主要施策

3-4-1 文化芸術団体・指導者の育成

- ① 町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促進するため、文化協会に加盟する団体をはじめ、各種文化芸術団体の育成・支援に努めます。
- ② 町民の多様なニーズに応えるため、指導者の育成・確保に努めます。

3-4-2 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化芸術の祭典である町民祭をはじめ、魅力ある文化行事の企画・開催を文化芸術団体と協働して行い、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

3-4-3 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行います。

3-4-4 文化的施設の整備検討

文化的施設について、景気の動向や町の財政状況を踏まえつつ、施設規模や機能、施設の構造等について見直しを行いながら、柔軟な利活用が可能となるような施設の整備を検討します。

3-4-5 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても発掘・調査を推進し、保存・活用を図ります。
- ② 無形文化財についても、保存団体の育成・支援を図り、保存・伝承に努めます。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

3-4-6 文化財等展示施設の整備検討

町内外の人々が本町の歴史や文化にふれあえる場の充実に向け、文化財等の展示・学習・情報発信の拠点となるような施設の整備を検討します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
文化協会加盟団体数	団体	24	26
町民祭来場者数	人	4,931	5,500

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○文化芸術団体に加入し、文化芸術活動に参加しましょう。○指導者として、文化芸術活動を支援しましょう。○町民祭をはじめ文化行事に参加しましょう。○文化財への理解を深め、指定文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘等に協力しましょう。○無形文化財の保存団体に加入し、保存活動に参加しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○文化芸術団体は、活動体制の充実に努め、自主的な文化芸術活動を行いましょう。○文化芸術団体は、指導者の育成・確保を図りましょう。○文化芸術団体は、行政と協働し、文化行事を企画・開催しましょう。○地域や団体は、文化財への理解を深め、指定文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘等に協力しましょう。○無形文化財の保存団体は、活動体制の充実に努め、保存活動を行いましょう。

3-5 青少年健全育成

▶ 目的と方針

青少年が次代の本町の担い手として心身ともに健やかに育成されるよう、全町的な体制の充実のもと、健全育成活動を積極的に推進します。

▶ 現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、子育てを取り巻く環境をはじめ、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、規範意識の低下や犯罪の低年齢化、引きこもりの増加、インターネットを通じたいじめや犯罪被害の発生など、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しています。

本町では、「青少年育成茨城町民会議」や「茨城町青少年相談員連絡協議会」をはじめとする関係団体を中心となって、非行防止活動や有害図書排除活動などの健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参画機会の提供や、子ども会などの団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、情報化等が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが見込まれます。

このため、全町的な体制の充実のもと、青少年の健全育成に最も重要な役割を果たす家庭の教育機能の向上に向けた取り組みをはじめ、各種の健全育成活動を積極的に推進していく必要があります。

■ 施策の体系

青少年 健全育成	健全育成活動推進体制の充実
	健全な社会環境づくり
	家庭・地域の教育機能の向上
	青少年の体験・交流活動等への参画促進
	青少年団体の育成

▶ 主要施策

3-5-1 健全育成活動推進体制の充実

「青少年育成茨城町民会議」のほか、青少年の健全育成に取り組む団体の育成を図るとともに、これらを中心に家庭・学校・地域・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

3-5-2 健全な社会環境づくり

関係団体による非行の防止や有害環境の浄化などに関する活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

3-5-3 家庭・地域の教育機能の向上

- ①家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。
- ②放課後子ども教室を開催し、子どもたちの居場所づくりを進め、地域における教育機能の向上を促進します。

3-5-4 青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。

3-5-5 青少年団体の育成

子ども会などの青少年団体の育成・支援に努めるとともに、講座・教室の開催等を通じて各団体のリーダーの育成に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「青少年育成茨城町民会議」助成制度活用件数	件	10	15
家庭教育支援活動回数	回	26	30

■町民等に期待される主な役割

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成団体に加入し、青少年健全育成活動に参加しましょう。 ○家庭教育に関する行政の支援を効果的に活用し、家庭教育を充実させましょう。 ○青少年の体験・交流活動等への参画を促しましょう。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成団体は、活動体制の充実に努め、青少年健全育成活動を活発に行いましょう。 ○地域や団体が一体となって、青少年の体験・交流活動等への参画を促しましょう。 ○子ども会などの青少年団体は、活動体制の充実やリーダーの育成を進め、各種の活動を充実させましょう。



フロンティアアドベンチャー

第4章

活力と交流あふれる元気産業のまち

4-1 農林水産業

▶ 目的と方針

本町の基幹産業であり、まちづくりの中心を担う農業の振興に向け、生産基盤の整備や担い手の育成・確保をはじめとする取り組みを総合的に推進するとともに、長年地域の中で培われてきた高品質な農畜水産物のブランド力向上を図ります。

▶ 現状と課題

わが国の農業は、食料自給率の低迷や農業就業者の高齢化の一層の進行、農地の荒廃の深刻化など、依然として厳しい状況に置かれています。

本町は、豊かな水や平坦で肥沃な土地、農耕に適した気候条件を生かし、農業の町として発展してきました。

現在、米をはじめ、メロンやイチゴ、トマト、ニラ、栗など、多様な農産物が生産されているほか、畜産業も盛んで、本県のブランド牛である常陸牛などが生産されています。

平成27年の農林業センサスによると、本町の農業産出額は約206億円で、この10年間で約60億円増加しており、特に畜産及び野菜類が大幅な伸びを示しています。

しかし、農家戸数は20年間で52.9%減少し、農業従事者数も58.7%減少しています。さらに農業従事者の平均年齢は60.0歳で、65歳以上の割合が42.9%と高齢化が進んでおり、耕作放棄地も増加しています。

このような状況に対応していくためには、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手や新規就農者の育成・確保を図るとともに、生産性の向上やブランド化の促進、環境に配慮した農業の促進など、様々な取り組みを総合的に推進していく必要があります。

また、本町の安全・安心・高品質な農畜水産物の地産地消や戦略的なPR活動の展開等による消費の拡大、6次産業化^{*16}の促進に努める必要があります。

※ 16 第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の生産・販売や地域資源を生かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

■ 施策の体系

農林水産業	農業生産基盤の充実
	担い手の育成・確保
	耕作放棄地の解消と農地の集積
	農畜水産物の生産性の向上・ブランド化の促進
	農畜水産物の消費の拡大
	農畜水産物を生かした6次産業化の促進

▶ 主要施策

4-1-1 農業生産基盤の充実

- ① 農業生産性の向上に向け、国営緊急農地再編整備事業をはじめ、関係機関・団体による基盤整備を促進し、農地や農道、用排水施設等の整備を進めます。
- ② 農地や農道、用排水施設等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

4-1-2 担い手の育成・確保

農家戸数の急速な減少を踏まえ、関係機関・団体と連携し、サポート体制の充実を図り、地域農業の中心的担い手となる認定農業者の確保、新規就農者の育成と着実な就農の促進に努めます。

4-1-3 耕作放棄地の解消と農地の集積

人・農地プランに基づき、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消等を図ります。

4-1-4 農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関・団体と連携し、効率的な生産技術の導入や機械・施設の導入等を支援し、農畜産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

4-1-5 農畜水産物の消費の拡大

①「安全・安心・元気市」などの各種イベントの活用、直売所や集客力のある商業施設との連携、学校給食への提供拡大等により、地産地消を促進し、町内における消費の拡大を促します。

②ホームページやマスコミの活用をはじめ、様々な媒体を通じた戦略的なPR活動を推進するとともに、首都圏をはじめ各地での出展活動やイベントへの参加を積極的に行い、高品質な農畜水産物の魅力を高めます。

4-1-6 農畜水産物を生かした6次産業化の促進

本町の農畜水産物を生かした6次産業化をさらに促進するため、関係機関・団体と連携し、加工体制等の充実を図り、既存加工特産品の生産拡大と、消費者ニーズに即した新たな加工特産品の開発を促進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
担い手への農地集積面積	ha	981	1,748
耕作放棄地面積	ha	403	73
認定農業者数	経営体	200	230
新規就農者数	経営体	8	29

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○農地や農道、用排水施設等を保全する共同活動に参画しましょう。 ○町の農林水産業への理解を深め、町内産農畜水産物の購入機会を増やしましょう。 ○農畜水産物の加工や特産品開発の取り組みに参画しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において、農地や農道、用排水施設等を保全する共同活動を行いましょう。 ○農業者は、行政や農業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、各種の農業生産活動・販売活動等の充実に努めましょう。 ○農業関連団体は、農業者が行う各種の農業生産活動・販売活動等を支援しましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の農畜水産業への理解を深め、町内産農畜水産物の購入機会を増やしましょう。 ○地域や団体、事業者は、農畜水産物の加工や特産品開発の取り組みを行いましょう。



安全・安心・元気市

4-2 商工業

▶ 目的と方針

魅力ある商業環境づくり、町経済の発展と雇用の創出に向け、商工会による支援活動の活性化を促進するとともに、商業・サービス業の活性化に向けた取り組みや企業の誘致等に努めます。

▶ 現状と課題

商業は、住民の消費活動を支えるだけでなく、活気やにぎわい、住民同士の交流を生み出すものとして、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。

本町の商業は、古くは長岡・小鶴・広浦地区の3つの商店街における小売業を中心とした商業活動により支えられてきましたが、近年、長岡地区及び桜の郷地区に新たに形成された商業圏へと商業活動の中心が変わりつつあります。

このような中、商店経営者の高齢化・後継者不足と相まって、商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商工会の育成・強化を図りながら、個人商店の経営基盤の強化やサービスの向上を促進していくとともに、町民や事業者との協働により、商業・サービス業の活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、工業は、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結する重要な産業です。

本町の工業は、茨城工業団地と茨城中央工業団地に立地する企業を中心に展開されています。

これまで本町では、既存企業の経営基盤の強化と企業誘致に努めてきました。近年は、県内の工場立地状況は好調を維持しており、本町の工業団地にも企業立地が進んでいます。

引き続き、恵まれた立地条件・道路条件など本町の優位性をアピールしながら企業誘致を進め、町経済の発展と雇用の創出に努める必要があります。

■施策の体系

商工業	商工会の育成・強化
	商業・サービス業の育成
	工業団地への企業の誘致

▶主要施策

4-2-1 商工会の育成・強化

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化を図り、小規模事業者への支援活動を促進します。

4-2-2 商業・サービス業の育成

- ①商工会等との連携により、経営基盤の強化と地域に密着したサービスの展開を促進します。
- ②町民や事業者との協働により、継続的なにぎわいの創出につながる新たな取り組みについて検討・推進します。
- ③商工会や金融機関、大学等の関係機関・団体と連携し、新規創業や起業を支援する取り組みについて検討・推進します。

4-2-3 工業団地への企業の誘致

恵まれた立地条件・道路条件などの本町の優位性を生かすとともに、様々な特例措置及び奨励金制度を活用した企業誘致活動を展開し、工業団地への企業の立地を促進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
創業・起業セミナー開催回数	回	1	4
茨城工業団地立地率	%	93.6	100.0
茨城中央工業団地立地率	%	16.1	41.6

■町民等に期待される主な役割

町 民	○商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。
地域・団体・事業者	○商工会は、活動体制の充実に努め、小規模事業者への支援に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。 ○商工業事業者は、行政や商工会等による各種の支援を効果的に利用し、経営基盤の強化や地域に密着したサービスの展開に努めましょう。

4-3 観光・交流

▶ 目的と方針

交流人口の拡大と観光・交流から定住・移住への展開に向け、観光・交流資源の磨き上げや新たな資源の掘り起こし、交流の充実に努めるとともに、町の魅力発信の強化を図ります。

▶ 現状と課題

食や癒し、自然体験、地元の人々とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズがますます多様化する中、観光地には、こうした動向に対応した戦略的な取り組みが求められています。

また、異なる地域との交流を進めることは、自らの地域の魅力の再発見・再認識や郷土愛の醸成、地域産業の継承、経済の活性化など「地域力」の向上の効果が期待されるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町には、天然ウナギやヤマトシジミ等の自然資源の豊富な関東唯一の汽水湖であり、ラムサール条約登録湿地となった涸沼があります。周辺には、キャンプ場が整備された涸沼自然公園をはじめ、「広浦秋月」や「親沢鼻」などの景勝地があり、自然やアウトドアを楽しむ絶好のスポットとなっています。また、冬には絶滅危惧種に指定されているオオワシが飛来し、遠方から多くの野鳥愛好家が訪れます。

このほかにも、人々が訪れる場や資源として、「ひぬまあじさいまつり」や「いばらきまつり」などの祭り・イベント、数多くの直売所、「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」、「木村家住宅」などの史跡・名所があります。

交流については、平成 26 年に群馬県佐波郡玉村町、平成 29 年に福島県安達郡大玉村、茨城県稲敷郡美浦村と友好交流都市協定を締結し、イベントへの相互参加等により交流を深めています。

また、下石崎地区の「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会」においては、涸沼等を活用した農漁業体験ができる農家民泊の取り組みが実施され、国内はもとより国外からも、多くの子どもたちが訪れ、インバウンドの農家民泊が展開されています。

本町では、こうした観光・交流資源や町の魅力に関する情報をホームページやSNS^{※17}、動画共有サービス等で発信しているほか、フィルムコミッション^{※18}の取り組みも行っています。さらに、「いば3ふるさとサポーターズクラブ」^{※19}を設立し、本町に愛着を持つ人たちとの協働による魅力発信を行っています。

観光・交流は、地域経済の活性化はもとより、他産業の振興や人々の定住・移住を促し、地方創生を進める上で大きな役割を担っていることから、既存の観光・交流資源の磨き上げと有効活用、新たな資源の掘り起こしなどを進めていくとともに、交流事業の充実に努め、より多くの町民や関係団体の交流が図れるよう、交流内容等の充実に取り組んでいく必要があります。それに伴い、これらの観光・交流資源や町の魅力の情報発信をさらに強化していくことも必要です。

- ※ 17 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ツイッターやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。
- ※ 18 観光振興や地域活性化などを目的に、映画やドラマなどの撮影を誘致し支援する機関。多くは自治体を中心となって組織化している。
- ※ 19 茨城町を好きな人が集まり、つながる茨城町のファンクラブ。町の住所に「いばらき」が3回もつくので、「いば3」としている。

■施策の体系

観光 ・ 交流	観光協会の育成・強化
	観光・交流資源の連携
	新たな資源の掘り起こし
	広域的な周遊ルートの開発
	農家民泊等のさらなる展開の促進
	地域間交流の充実
	魅力発信の強化と茨城町ファンの拡大

▶ 主要施策

4-3-1 観光協会の育成・強化

観光振興の中核的役割を担う観光協会の育成・強化を図り、観光・交流の活性化に向けた各種活動を促進します。

4-3-2 観光・交流資源の連携

① 涸沼自然公園をはじめ、祭りやイベント、直売所などの既存の観光・交流資源について、町民や事業者との協働により、各種施設やイベントとの有機的な連携を図ります。

② 「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会^{※20}」において、ひぬまの会のホームページや観光アプリなどを活用し、豊かな自然資源に支えられた涸沼の魅力発信に努め、観光振興を図るとともに、情報の提供や学習会の開催など、交流・学習を推進します。

4-3-3 新たな資源の掘り起こし

「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」について、観光・交流資源として活用するための取り組みについて検討・推進するとともに、その他の資源の掘り起こしについても検討していきます。

4-3-4 広域的な周遊ルートの開発

県や周辺自治体と連携し、魅力ある周遊ルートの開発や周遊ツアーの企画・催行に努めます。

4-3-5 農家民泊等のさらなる展開の促進

農家民泊等について、都市交流やインバウンドによる需要の増大に対応した受け入れ体制の強化、本町の特性・資源を最大限に生かした体験プログラム等の充実を図り、インバウンドへの取り組みなどさらなる展開を促進します。

※ 20 涸沼のラムサール条約湿地登録を受け、涸沼を有する茨城町、鉾田市及び大洗町の3市町により、ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生、賢明な利用、交流・学習」を一体的に推進していくために設立された組織。

4-3-6 地域間交流の充実

友好交流都市などとの地域間交流について、交流内容・回数等の充実に取り組み、より多くの町民の参加と、町民や関係団体主導の交流事業の展開を促進します。

4-3-7 魅力発信の強化と茨城町ファンの拡大

- ①ホームページやSNS、動画共有サービス、観光アプリ、マスコミなど、様々な媒体を活用し、町の魅力発信を効果的・戦略的に行います。
- ②映画やドラマ等のロケ地としての知名度の向上と魅力発信に向け、フィルムコミッションの取り組みを積極的に推進します。
- ③「いば3ふるさとサポーターズクラブ」について、町内や東京圏での各種イベント等においてPR活動を積極的に行い、会員の加入促進に努めるとともに、SNSや季刊誌によるタイムリーな情報提供や交流会の開催などにより、会員相互の連携及び活動の強化を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
観光客数	人	665,200	750,000
イベント来場者数	人	57,000	70,000
農家民泊受け入れ家庭数	軒	30	40
友好交流都市交流事業開催回数	回	5	10
町公式ツイッターの影響度 ^{※21}	ポイント	—	40
「いば3ふるさとサポーターズクラブ」の 会員数	人	234	800

※ 21 ツイッターでの情報発信の影響力を表す数値。

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○観光・交流資源の有機的な連携に協力しましょう。 ○農家民泊の活動に関心を持ち、参加しましょう。 ○地域間交流への理解と関心を高め、交流事業に参加しましょう。 ○町の魅力発信に協力しましょう。 ○「いば3ふるさとサポーターズクラブ」に加入し、活動しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会は、活動体制の充実を図り、各種活動の活性化に努めましょう。 ○団体や事業者は、行政と連携し、観光・交流資源の整備充実等を図りましょう。 ○農家民泊等の活動組織は、行政と連携し、受け入れ体制の強化や体験プログラムの充実にも努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、地域間交流への理解と関心を高め、それぞれの立場で、交流事業に参加しましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の魅力発信に協力しましょう。 ○事業者は「いば3ふるさとサポーターズクラブ」に加入し、活動しましょう。



ひぬま de マルシエ

4-4 雇用対策

▶ 目的と方針

雇用機会の拡充に向け、若者の地元就職や女性・高齢者・障がい者の雇用を促進する取り組みを進めます。

▶ 現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、経済情勢の緩やかな回復基調に伴い、比較的好循環が広がりつつあるとされています。しかし、地方ではその恩恵を実感できず、依然として不安定な状況が続いています。

本町においては、雇用機会の不足から、町外に雇用の場を求める動きがみられ、特に若年層の労働力流出が大きな問題となっています。

このため、中小企業の事業活動の支援や企業誘致をはじめ、これまでみてきた産業振興施策の推進により雇用の場の確保を目指すほか、関係機関や町内事業所と連携し、相談や情報提供をはじめ、若者の地元就職や女性・高齢者・障がい者の雇用を促進する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

■ 施策の体系

雇用対策

若者の地元就職の促進

女性・高齢者・障がい者の雇用促進

▶ 主要施策

4-4-1 若者の地元就職の促進

- ①ハローワーク^{※22}等の関係機関や町内事業所と連携し、就職に関する相談や情報提供、職業能力開発への支援を行い、若者の地元就職を促進します。
- ②奨励金制度を活用し、工業団地立地企業における若者の雇用を促進します。

4-4-2 女性・高齢者・障がい者の雇用促進

関係機関と連携し、就職に関する相談や支援、事業所への啓発、職業訓練の支援を行い、女性・高齢者・障がい者の雇用を促進します。

※ 22 公共職業安定所。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
職業相談件数(累計)	件	—	15

■町民等に期待される主な役割

町 民	○就職に関する相談や情報提供等を効果的に利用しましょう。
地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者	○事業者は、行政や関係機関と連携し、就職に関する相談や情報提供等を行い、若者の地元雇用、町民の雇用に努めましょう。 ○事業者は、女性・高齢者・障がい者の雇用拡大に努めましょう。

第5章

未来への生活基盤が整ったまち

5-1 土地利用・市街地整備

▶ 目的と方針

町全体の一体的・持続的な発展に向け、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した計画的な土地利用に努めるとともに、地域の特性を踏まえた市街地整備を推進します。

▶ 現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、社会・経済情勢が大きく変化する中で、住民の健康で快適・安全な生活を確保するために持続可能な都市経営の推進が求められています。

本町は、昭和46年に茨城都市計画区域に指定され、昭和49年に区域区分が定められました。昭和50年には水戸・勝田都市計画区域に行政区域全域が編入され、現在までに土地利用の状況等に応じた都市計画の変更を行いながら、メリハリのある土地利用の規制・誘導に努めてきました。

これまで、市街化区域を中心に市街地の開発・整備を推進してきたことから、引き続き、これらの市街地における都市基盤施設の整備を推進するなど、良好な市街地環境の維持・形成により、都市機能の集積を図るとともに、町民の定住促進に向けた取り組みを進めることが重要です。

また、町民の多くが市街化調整区域に居住している状況にあり、今後、人口減少などが懸念されることから、定住人口や交流人口を確保するため、都市基盤施設の整備状況などを踏まえ、自然環境に十分配慮しながら、一定の都市的な土地利用を許容し、コミュニティの維持・保全を図ることが必要です。

このように、社会・経済情勢の変化などに対応するため、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した土地利用の規制・誘導を図るとともに、地域の特性を踏まえた個性豊かな都市づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

土地利用 ・ 市街地整備	計画的な土地利用の推進
	前田・長岡地区の地区計画に基づく整備
	やさしさのまち「桜の郷」整備事業の促進
	市街化調整区域内集落の維持・保全
	学校跡地の利活用

▶ 主要施策

5-1-1 計画的な土地利用の推進

「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、保全と開発の調和のとれた規制・誘導を行い、地域の特性を生かした適切な土地利用に努めるとともに、都市基盤施設の整備状況や周辺環境の状況により、必要に応じて都市計画の変更を検討します。

5-1-2 前田・長岡地区の地区計画に基づく整備

前田・長岡地区においては、必要な道路・排水施設等の整備を進め、宅地化を促進するなどの都市的な土地利用を積極的に誘導するとともに、地区施設道路の整備にあたっては、緊急性や機能に応じて優先度を定め、地域住民と協議しながら整備に努めます。

5-1-3 やさしさのまち「桜の郷」整備事業の促進

やさしさのまち「桜の郷」整備事業の未造成地においては、生活利便施設等の誘致を事業主体である県に働きかけていきます。

5-1-4 市街化調整区域内集落の維持・保全

- ①既存集落においては、区域指定制度を活用しながら、住宅や一定の小規模店舗などの立地を促し、コミュニティの維持・保全を図ります。
- ②大規模企業跡地など、社会・経済情勢の変化などにより一団の未利用地となった地区については、開発許可制度による開発・建築行為や地区計画など、状況に応じて適正な制度・手法の活用を検討し、跡地の有効活用を促進します。

5-1-5 学校跡地の利活用

学校跡地については、施設の状況、立地条件、地域性などを考慮しながら、地域の活性化や交流の場として、最大限に有効活用を図ります。また、地域の活性化や財政運営の両面からも有効手段であると思われる民間活力の導入について、調査・研究を進めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
市街化区域における宅地化率	%	39.0	41.0
前田・長岡地区の地区施設道路の整備進捗率	%	10.0	15.0
桜の郷地区の生活利便施設等の誘致進捗率	%	37.0	70.0
区域指定制度による開発許可等の件数 （累計）	件	214	314

■町民等に期待される主な役割

町 民	○都市計画等に関する知識を深め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体は、都市計画等に関する知識を深め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。 ○事業者は、関係法令等に基づき、適正な開発を行いましょう。

5-2 道路・公共交通

▶ 目的と方針

町民の利便性・安全性の向上と様々な分野における町の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通の充実、交通弱者対策の強化を図ります。

▶ 現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業・経済活動、地域間の交流を支える重要な社会基盤です。

本町には、国道6号と主要地方道大洗友部線をはじめ県道14路線が縦横に走り、これらを骨格として道路網が形成されています。また、高速道路として、北関東自動車道と東関東自動車道水戸線が走り、3つのインターチェンジが設置されています。

国道については、本町を縦貫する主要な幹線道路として機能していますが、一部区間の拡幅が求められており、国に要請していく必要があります。

県道については、広域的な幹線道路として重要な役割を担っていますが、狭い箇所も多数あることから、早期整備を県に要請していく必要があります。

町道については、平成28年度末現在、改良率18.9%、舗装率66.1%となっており、今後も計画的な道路整備が必要です。

都市計画道路については、平成28年度末現在、改良率59.1%となっており、早期の整備完了を目指し、関係機関との調整を進めていく必要があります。

本町の道路網は、近年の交通量の増大や舗装の経年劣化等から、ひび割れなどの破損箇所が年々増加しているため、定期的な点検・補修が求められています。

また、本町には、大小合わせて155橋の橋梁がありますが、それらの多くは老朽化が進んでおり、今後、定期的な点検と適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていくことが求められています。

一方、本町の公共交通については、民間の路線バスが運行されていますが、利用者の減少などにより、路線の変更や運行本数の減少が進んでいます。

路線バスは、町民の日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、

その維持に努める必要があります。また、高齢化に伴う運転免許証の自主返納者をはじめとする交通弱者の多様なニーズを考慮し、本町の実情に合った公共交通サービスについて検討していく必要があります。

また、本町では、高齢者や障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を実施しています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進行が予想されることから、事業内容の充実を図る必要があります。

■施策の体系

道路 ・ 公共交通	国・県道の整備促進
	都市計画道路の整備
	町道の整備及び長寿命化
	橋梁の長寿命化
	公共交通の充実
	高齢者・障がい者対策の強化

▶主要施策

5-2-1 国・県道の整備促進

国道6号の4車線化、主要地方道大洗友部線の改良をはじめとする県道の整備を、国・県に対して積極的に要請していきます。

5-2-2 都市計画道路の整備

都市基盤の骨格となる都市計画道路については、関係機関との調整を進め、早期の整備完了に努めます。

5-2-3 町道の整備及び長寿命化

「茨城町道路計画」に基づき、また地域の要望を踏まえながら、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、定期的な点検・補修を行い長寿命化に努め、町民参加型の維持管理の促進を図ります。

5-2-4 橋梁の長寿命化

「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と補修を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。

5-2-5 公共交通の充実

- ①路線バスについて、バス事業者に対し、維持に向けた働きかけを行います。
- ②関係機関との連携や広域的連携のもと、交通弱者対策として地域の実情に合った公共交通サービスについて検討していきます。

5-2-6 高齢者・障がい者対策の強化

高齢者・障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を引き続き推進するとともに、利用者のニーズに十分応えられるよう、事業内容の充実を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町道改良率	%	18.9	19.7
町道舗装率	%	66.1	66.6
高齢者福祉タクシー助成事業利用者数 （延べ）	人	1,268	1,500
心身障害者福祉タクシー助成事業利用者数 （延べ）	人	73	80

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。○地域や団体で行う道路の除草や清掃等の維持管理活動に参加しましょう。○福祉タクシー助成事業を効果的に利用し、日常生活に役立てましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体、事業者は、道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。○地域や団体は、道路の除草や清掃等の維持管理活動を行いましょう。

5-3 情報化

▶ 目的と方針

自治体運営の効率化と地域活性化に向け、ICTのさらなる利活用とセキュリティ対策の強化を図ります。

▶ 現状と課題

近年、情報通信環境は飛躍的に向上し、住民生活においても高速・大容量通信やスマートフォンなどの情報機器の普及により、ネットワークに手軽につながる環境が整ってきています。このような中、今やインターネット利用は生活になくてはならないものとなっており、情報に対するニーズは多種多様な内容で増加しています。

本町においても、ICTを利活用し、効果的な情報発信や電子申請システムによる行政情報サービスの提供など、市民の利便性向上のための取り組みを行っています。

また、社会保障・税番号制度^{※23}の導入等も踏まえながら、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化を図るとともに、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の構築に取り組んできました。

これからの自治体運営や地域活性化にとって、情報化の推進がますます不可欠なものとなることから、情報発信の強化や電子自治体の推進など、ICTの利活用はまちづくりを進めるための重要な基盤の一つであると考えていかなければなりません。

また、情報化の推進とあわせ、年々巧妙化しているコンピュータウイルス等のセキュリティ対策のさらなる強化と職員の危機管理意識の醸成が必要です。

※ 23 利便性の高い公平・公正な社会の実現に向け、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、各種の行政手続きに利用する制度。

■施策の体系

情報化	行政情報サービスの充実
	行政情報セキュリティ対策の強化
	業務システムの効率化

▶主要施策

5-3-1 行政情報サービスの充実

- ①市民の利便性の向上を図るため、電子申請・届出サービスで利用できる手続き内容の拡大を図るとともに、市民の利用を促進します。
- ②ホームページやSNSのほか、AI^{*24}などを活用した効果的な情報発信手段を調査・検討します。
- ③行政情報の共有化を図るため、オープンデータの導入^{*25}について調査・検討します。

5-3-2 行政情報セキュリティ対策の強化

- ①個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理の強化と重要データの保護など、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- ②多様化・高度化する新たな脅威に対し、技術的対策だけでなく、危機管理体制や手順を明確化し、迅速かつ的確な対応を図ります。
- ③年々巧妙化しているコンピュータウイルス等のセキュリティ対策を強化するとともに、職員への意識啓発に努めます。

5-3-3 業務システムの効率化

- ①業務の効率化と経費削減を図るため、自治体クラウド^{*26}の導入に向け、他自治体とのシステム共同利用の調査・検討を行います。
- ②庁内の情報システムが効果的に運用され、また、業務の効率化が図れるよう、システム機能の見直しを行います。
- ③職員のICTスキルを向上させるための研修を実施し、ICTを利用した業務の推進や職員個人のスキルアップに努めます。

※ 24 人工知能。

※ 25 自治体が保有している各種データを二次的利用が可能な形で公開するもの。

※ 26 自治体が情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取り組み。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「いばらき電子申請・届出サービス」利用件数	件	529	1,000

■町民等に期待される主な役割

町 民	○ホームページやSNS、電子申請・届出サービスなどの行政情報サービスを効果的に利用し、日常生活等に役立てましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体、事業者は、ホームページやSNS、電子申請・届出サービスなどの行政情報サービスを効果的に利用し、地域活動や団体活動、事業活動等に役立てましょう。

5-4 住宅、定住・移住対策

▶ 目的と方針

快適で安全・安心な住まいの確保に向け、町営住宅の適正な管理・運営や民間住宅の住環境向上の支援に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

▶ 現状と課題

快適で安全・安心な住まいの確保は、人々が健康で文化的な生活を営むための基本的な条件です。

本町では、昭和 41 年から町営住宅を供給しており、現在、管理棟数 23 棟、管理戸数 252 戸で運営しています。

しかし、これらの町営住宅の約 7 割が、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建築され、昭和 40 年代住宅は耐用年限を超過し、すでに更新時期を迎えているほか、昭和 50 年代住宅は耐用年限の半分以上を超過し、今後、更新時期を迎える住宅が急増することが見込まれます。

今後は、こうした状況を踏まえて平成 28 年度に策定した「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

また、本町では、地震に備え、木造住宅の耐震診断や住宅のリフォームを支援していますが、安全・安心な住生活の確保に向け、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町では、空き家の増加が進む中、空き家の利活用と定住・移住の促進に向け、平成 28 年度に「茨城町空き家バンク制度」を設立しました。

しかし、現在のところ、転入者の増加にはつながっておらず、今後は、県内外に向けたさらなる情報発信等を行い、制度の利用を促進していく必要があります。

また、人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取り組みを総合的に進め、町全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

このため、今後は、町の情報発信の強化や定住・移住に関する相談体制の充実、経済的支援の充実など、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

■施策の体系

住宅、定住 ・ 移住対策	町営住宅の適正な管理・運営
	民間住宅の住環境向上の支援
	空き家の利活用
	定住・移住希望者の掘り起こし
	定住・移住に関する相談・支援体制の強化

▶主要施策

5-4-1 町営住宅の適正な管理・運営

「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検・修繕等を行い、将来的な需要見通しを踏まえた町営住宅のあり方を考慮した上で、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

安全・安心・快適な住環境づくりに向け、木造住宅の耐震診断及び住宅リフォームの支援を引き続き行います。

5-4-3 空き家の利活用

「茨城町空き家バンク制度」の利用を促進し、転入者の増加につなげていくため、ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、制度内容の充実について検討・推進します。

5-4-4 定住・移住希望者の掘り起こし

町の知名度の向上と定住・移住希望者の掘り起こしに向け、定住・移住に特化したウェブサイトやパンフレット等の内容充実を図るとともに、様々な媒体の活用や東京圏等におけるイベントへの参加等を通じ、町の情報発信の強化を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ①定住・移住に関する相談に効果的に対応し、一貫したサポートが行えるよう、相談体制の強化を図ります。
- ②定住・移住希望者の不安や悩みの軽減、町の風土・風習にふれる機会の提供を図るため、東京圏等における移住相談会や移住体験ツアーを開催します。
- ③転入者に対する住宅リフォームの支援を引き続き行うとともに、定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた改修戸数(累計)	戸	—	90
「茨城町空き家バンク制度」への登録件数(累計)	件	2	10
「茨城町空き家バンク制度」を利用した契約件数(累計)	件	2	10
定住・移住施策を利用した移住者数(累計)	人	14	60
東京圏等での移住相談会の開催回数(累計)	回	4	20

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○行政による支援を効果的に利用し、住宅の耐震診断やリフォームを行いましょう。○空き家を所有している人は、「茨城町空き家バンク制度」に登録しましょう。○町の情報発信や移住者の受け入れに協力しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体、事業者は、町の情報発信や移住者の受け入れに協力しましょう。

第6章

みんなの力でつくる自立したまち

6-1 町民参画・協働

▶ 目的と方針

新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、情報・意識の共有化を図りながら、多様な分野における新たな関係の構築を進めます。

▶ 現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政課題に効果的に対応しつつ、自立・持続可能で魅力ある自治体をつくり上げていくためには、住民や関係団体、民間企業等と行政とが、情報・意識を共有しながら、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本町には、活発な活動を行っているボランティア団体等が多く存在しており、特に美化ボランティア団体は、町の美化活動に積極的に取り組んでおり、登録人数は増加傾向にあります。

さらに、大学、大型商業施設、金融機関等との連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取り組みを協働で展開しています。

また、町への提言を行う「明日のまちづくり検討委員会」やパブリック・コメント^{*27}、行政懇談会などの広聴活動を行っているほか、町民の町政への理解を促進するため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」をはじめ、「広報いばらき」やホームページ、SNSなどを通じ、行政情報等を積極的に発信しています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民等と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における連携・協力体制の構築を一層進め、新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

※ 27 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

■施策の体系

町民参画 ・ 協働	関係団体等の育成
	多様な主体の参画・協働の促進
	広聴活動の充実
	まちづくりに関する学習機会の提供
	「広報いばらき」の充実
	情報発信体制の強化

▶ 主要施策

6-1-1 関係団体等の育成

既存のボランティア団体等の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等を育成・支援できるような仕組みの構築について検討します。

6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進

- ①行政の効率化や町民サービスの向上に向け、民間委託の推進等により、公共施設の管理や公共サービスの提供への関係団体や民間企業等の参画・協働を促進します。
- ②町全体の発展を見据え、関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実に努めるとともに、新たな連携事業の創出に努めます。

6-1-3 広聴活動の充実

パブリック・コメントや行政懇談会などを積極的に行うとともに、町民の意見を町政に反映させる機会の拡充を図ります。

6-1-4 まちづくりに関する学習機会の提供

町民のまちづくり意識と知識の向上を図るため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」の内容充実及び利用促進に努めます。

6-1-5 「広報いばらき」の充実

- ①町の魅力や町民の顔がみえる、地域に密着した記事を掲載し、町民が町に誇りや愛着を持てるような紙面づくりを行うなど、さらなる内容充実に努めます。
- ②未読世帯を減少させるため、配布手法の多様化やスマートフォンなどへの配信を検討します。

6-1-6 情報発信体制の強化

ホームページやSNSを効果的に活用し、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう情報発信体制の強化を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「茨城町ふるさとづくり出前講座」参加者数(延べ)	人	2,409	3,000
ホームページアクセス件数	件	321,294	700,000

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者等と行政とが協力して行う各種連携事業に参加しましょう。 ○町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体において開催する「茨城町ふるさとづくり出前講座」に参加し、まちづくりに関する意識と知識を高めましょう。 ○町の広報媒体を活用し、行政情報等を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者等は、行政と協力して各種連携事業を行いましょう。 ○ボランティア団体等は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いましょう。 ○団体や事業者は、公共施設の管理や公共サービスの提供等に参画・協働しましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体は、「茨城町ふるさとづくり出前講座」を開催し、まちづくりに関する意識と知識を高めましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の広報媒体を活用し、行政情報等を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めましょう。

6-2 コミュニティ

▶ 目的と方針

地域の課題を地域自ら解決することができる住民主体の地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

▶ 現状と課題

人口構造の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に住民同士の交流の減少や地域における自治機能の弱体化が懸念されていますが、地域でお互いに支え合い助け合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきており、コミュニティの再生と創造が強く求められています。

現在、本町には、89の行政区があるほか、自治会や町内会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々なコミュニティ活動が展開されています。

しかし、本町においても、核家族化の進行や価値観の多様化等に伴い、コミュニティ活動への参加者の減少や行政区・自治会等への未加入世帯の増加などにより、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となっています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域ごとの活力を向上させることが基本となることから、コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

■ 施策の体系

コミュニティ	コミュニティ意識の啓発
	コミュニティ施設の整備支援
	コミュニティ活動の活性化支援

▶ 主要施策

6-2-1 コミュニティ意識の啓発

町民のコミュニティ意識の高揚と活動への参加促進、低下傾向にある行政区・自治会等の加入率の維持に向け、様々な場や機会を通じ、コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動や情報提供を行います。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動の拠点となる地区公民館や集落センター等の整備充実・機能強化を支援します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ①「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進を図り、行政区の活性化や地域の課題解決を目的とした活動等に対する支援を行います。
- ②集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
行政区・自治会等加入世帯率	%	67.9	65.0
「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」 実施団体数(累計)	団体	16	35

■町民等に期待される主な役割

町民	○コミュニティ意識を高め、活動に参加するとともに、行政区・自治会等に加入しましょう。
地域・団体・事業者	○地域において、町民の行政区・自治会等への加入を促進しましょう。 ○地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、コミュニティ施設の整備充実・機能強化を行いましょ。 ○地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、行政区等の活性化や地域の課題解決に向けた様々な活動を行いましょ。



茨城町ふるさと元気づくり推進事業

6-3 人権尊重

▶ 目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

▶ 現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、だれもが生まれながらにして持っている、だれからも侵されることのない基本的権利です。

本町ではこれまで、様々な人権問題の解決に向け、学校教育や生涯学習の場などを通じた人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談体制の充実等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、男女間の暴力、インターネットによる人権侵害、被災者への差別・偏見など、様々な人権問題が存在しており、その内容も、社会・経済情勢の変化に伴いますますます複雑化してきています。

こうした人権問題を解決し、平等で平和なまちづくりを進めていくためには、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが人権尊重についての理解をさらに深め、日常生活において人権への配慮があたり前のものとして行える人権感覚を身につけることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、相談体制の充実を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

人権尊重

人権教育・啓発の推進

人権相談の充実

▶ 主要施策

6-3-1 人権教育・啓発の推進

子どもから高齢者まで、すべての町民が人権意識を高め、日常生活に生かせるよう、学校教育や生涯学習の場をはじめ、様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的・継続的に推進します。

6-3-2 人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
小中学校における人権集会の開催回数	回	13	18
講演会・研修会等の人権啓発活動の実施回数	回	10	15
広報紙等による人権啓発記事の掲載回数	回	2	4

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○人権問題に関する各種の啓発事業や人権教育に参加し、人権意識を高め、日常生活に生かしましょう。○人権問題に関する悩みごとがあれば、相談窓口で相談しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体、事業者は、行政と連携し、人権問題に関する各種の啓発事業や人権教育を行いましょう。○事業者は、従業員の人権を守る取り組みを行いましょう。

6-4 男女共同参画

▶ 目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

▶ 現状と課題

男女が、性別にかかわらず、対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、平成27年度に、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを一層強化しているほか、「女性活躍推進法」を制定し、女性の職業生活における活躍を促進する環境整備を進めています。

本町ではこれまで、平成16年度に策定した「茨城町男女共同参画推進計画」に基づき、意識啓発をはじめ、様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識の醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

このような中、本町では平成27年度に、国・県の動向や、これまでの成果と課題を踏まえ、「第2次茨城町男女共同参画推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

■ 施策の体系

男女共同参画

男女共同参画意識の醸成

男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

多文化共生の環境づくり

▶ 主要施策

6-4-1 男女共同参画意識の醸成

- ① 広報紙やホームページ、学校教育、生涯学習など様々な媒体・機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。
- ② 男女間の暴力を根絶するため、広報・啓発活動を推進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

6-4-2 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

- ① 方針決定や指導的立場への男女共同参画を促進するため、町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、企業・団体等における女性の登用の働きかけを行います。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※28}の実現に向け、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた企業等への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及に努めます。
- ③ 女性の継続した就業を支援するため、再就職や起業に関する国等の支援施策の情報提供を行います。
- ④ 女性の能力向上及び女性リーダーの育成を支援するため、セミナーの開催や女性団体の活動支援を行います。

6-4-3 多文化共生の環境づくり

在住の外国人が安心して暮らせるよう、広報紙やホームページの生活関連情報について、やさしい日本語や多言語での表現に努め、言語や文化、価値観の違いにより、地域における孤立などの問題が生じない環境づくりを推進します。

※ 28 仕事と生活の調和。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
審議会等における女性委員の占める割合	%	19.3	40.0
男女共同参画及び配偶者暴力等防止啓発事業の実施回数	回	1	4

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画意識を高め、家庭における男女の役割等を見直しましょう。 ○男女間の暴力に関する悩みがあるときには、相談・支援を受け、早期解決に努めましょう。 ○町の審議会や委員会の委員として、まちづくりに参画しましょう。 ○育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ○国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 ○セミナーや女性団体の活動に参加し、能力向上を目指しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いましょう。

6-5 行財政運営

▶ 目的と方針

限られた経営資源^{※29}を有効に活用し、自立した自治体を確立し、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、町民サービスの向上に向け、広域行政を推進します。

※ 29 人、物、財源。

▶ 現状と課題

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中、これからの自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、社会保障や子育て支援、教育、社会資本整備など、増大・多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応することが求められています。

本町ではこれまで、4次にわたる「茨城町行政改革大綱」の策定のもと、行財政改革に積極的に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後も、歳入においては、生産年齢人口の減少による町税の減少、歳出においても、社会保障関連経費、公共施設等の老朽化に伴う維持・管理経費、特別会計への繰出金等の増加が見込まれ、将来的な財政の見通しは非常に厳しいものとなっています。また一方では、少子高齢化や人口減少の一層の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増加が見込まれます。

このような状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供していくためには、行財政運営全般について不断に検証・評価し、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

また、広域行政については、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな取り組みが進められています。本町では、平成27年度には、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」を設立し、さらに、平成28年度には、「茨城県央地域定住自立圏^{※30}」が形成されています。

今後も、従来からの広域施策・共同事業を引き続き推進するとともに、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」及び「茨城県央地域定住自立圏」における連携事業を積極的に推進していく必要があります。

※ 30 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域行政の新たな取り組みであり、「茨城県中央地域定住自立圏」では、平成 28 年度に、中心市である水戸市と近隣の 8 市町村が協定を結び、各種連携事業を行っている。

■ 施策の体系

行財政運営	行政改革に関する指針の見直し
	行政改革の推進
	健全な財政運営の推進
	財源の確保
	公共施設等の総合的な管理の推進
	広域行政の推進

▶ 主要施策

6-5-1 行政改革に関する指針の見直し

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、さらなる行政改革を総合的・計画的に進めるため、「茨城県第 4 次行政改革大綱」の見直しを行います。

6-5-2 行政改革の推進

今後の行政需要に対応した組織・機構の改革をはじめ、職員の意識改革と人材育成の推進、事務事業の見直し、定員管理の適正化、窓口サービスの向上など、さらなる行政改革を計画的に推進します。

6-5-3 健全な財政運営の推進

- ①限られた財源の重点的・効果的な配分と事業の合理化・効率化・適正化を進めます。
- ②収支の均衡を基本原則とし、中・長期的な展望を踏まえた計画的で健全な財政運営を推進します。
- ③町の財政状況等を広報紙やホームページ等を通して公開し、財政運営の透明性の確保を図ります。

第 1 章
総論

第 2 章
総論

第 3 章
総論

第 1 章
基本構想

第 2 章
基本構想

第 3 章
基本構想

第 1 章
基本計画

第 2 章
基本計画

第 3 章
基本計画

第 4 章
基本計画

第 5 章
基本計画

第 6 章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

6-5-4 財源の確保

- ①国・県の補助金等の有効活用と新たな財源の確保に努めます。
- ②課税客体の完全把握に努め、適正な賦課を行うとともに、町税収納率の向上のため、「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき滞納の縮減や自主納付の推進等の取り組みを行います。
- ③受益者負担の適正化の観点から、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。

6-5-5 公共施設等の総合的な管理の推進

「茨城町公共施設等総合管理計画」に基づき、全体的かつ長期的な視点から、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めます。

6-5-6 広域行政の推進

- ①効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、一部事務組合等による広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。
- ②「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」における鉾田市、大洗町との連携により、豊かな自然環境である涸沼の持続可能な利活用を推進し、観光振興及び地域経済の活性化を図ります。
- ③人口定住に必要な生活機能等を広域的に確保し、地域活性化を図るため、「茨城県央地域定住自立圏」における水戸市との各種連携事業を積極的に推進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
経常収支比率	%	84.5	88.7
町税収納率（現年度分：国保税を除く）	%	98.8	99.3
町税収納率（過年度分：国保税を除く）	%	23.6	26.0

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○町の行財政運営に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。 ○公共施設の再配置等についての関心を高め、協力しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、町の行財政運営に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。 ○地域や団体は、公共施設の再配置等についての関心を高め、協力しましょう。

重点プロジェクト

将来像の実現のためには、これまでみてきた第1章～第6章までの31の施策項目ごとに示した主要施策を総合的に推進していくことが基本になりますが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むテーマを定めるとともに、その実現に向けた主要施策を抽出し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

これら「重点プロジェクト」については、分野横断的な対応等により、町一体となって積極的に推進します。

▶重点プロジェクト 1 未来へつなぐ人づくり教育推進プロジェクト

次代を担う人材の育成に向けた「人づくり教育」のさらなる推進、この町で教育を受けさせたいと思えるまちづくりを目指し、学校教育の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■ 3-1-2 生きる力の育成を重視した教育活動の推進（P91）

- 幼稚園の教育内容の充実、保・幼・小の連携強化
- 確かな学力の育成に向けたICT機器の活用やALTの配置をはじめとする特色ある教育の推進
- 豊かな人間性の育成に向けた道徳教育・体験学習等の充実、「茨城町ふるさと学習」の推進
- 健康・体力の育成に向けた体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実

■ 3-1-3 心の問題への対応（P92）

- 教育支援センターの充実やスクールカウンセラーの配置等を通じた相談・指導の充実

■ 3-1-4 開かれた学校づくり（P92）

- 学校支援ボランティアの取り組みの促進、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進等を通じた開かれた学校づくり

■ 3-1-6 学校給食の充実（P92）

- 本町の食材を使ったメニューの提供など、地産地消や食育の視点に立った取り組みの推進

▶重点プロジェクト2 次代につなぐ農業農村プロジェクト

本町の基幹産業であり、まちづくりの活力を担っている農業について、町民が将来にわたって、その恵みを受けることができるよう、農業の振興に向けた施策を重点的に進めます。

■ 4-1-1 農業生産基盤の充実（P109）

- 国営緊急農地再編整備事業をはじめとする基盤整備の促進による農地や農道、用排水施設等の整備
- 農地や用排水施設等を保全する地域ぐるみの共同活動の支援

■ 4-1-2 担い手の育成・確保（P109）

- サポート体制の充実による認定農業者の確保、新規就農者の育成と着実な就農の促進

■ 4-1-3 耕作放棄地の解消と農地の集積（P109）

- 農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消

■ 4-1-4 農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進（P109）

- 効率的な生産技術、機械・施設の導入等を支援するとともに、国の認証制度を活用することにより、農畜産物の生産性向上や高品質化、ブランド化を促進

■ 4-1-5 農畜水産物の消費の拡大（P110）

- 各種イベントの活用、直売所や集客力のある商業施設との連携、学校給食への提供拡大等による地産地消の促進

▶重点プロジェクト 3

みんないきいき健康長寿プロジェクト

すべての市民が生涯にわたって健やかに安心して暮らし、長生きできるまちづくりを目指し、保健事業や高齢者支援、地域福祉の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■ 1-1-2 健康づくり支援体制の充実(P45)

- 健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実
- 健康づくりに関する教室等の開催
- シルバーリハビリ体操の普及や介護予防事業の充実
- 各種健診やがん検診の受けやすい体制の整備による受診率の向上

■ 1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底(P46)

- 生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発
- 個人に合わせた保健指導の推進等による重症化予防

■ 1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実(P46)

- 母子健康包括支援センターの立ち上げによる切れ目のない支援
- 育児の孤立化の予防、産後うつ病の早期発見・早期支援に取り組むための支援体制の強化

■ 1-3-2 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進(P53)

- 長生大学をはじめ、生涯学習・文化・スポーツ活動への参加の促進
- 高齢者クラブの活動支援、シルバー人材センターの支援

■ 1-3-4 地域支援事業の充実(P54)

- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 介護予防ケアマネジメントや権利擁護等をはじめ在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の強化等を行う包括的支援事業の推進

■ 1-5-4 支え合い助け合う地域づくり(P61)

- 広報・啓発活動や福祉教育の推進による市民の福祉意識の高揚
- 高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」を活用した支え合い助け合う地域づくり

▶重点プロジェクト 4

みんなで築く環境共生プロジェクト

涸沼に代表される豊かな自然と共生する美しく快適な生活環境づくりを実現するため、環境保全やごみ処理等環境衛生、生活排水処理の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■ 2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進(P66)

- 「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦 2018)」への参画による涸沼の保全に関する気運の醸成や町民活動の活性化の促進
- 「茨城町涸沼環境フェスティバル」の開催による涸沼の自然環境についての情報発信、意識啓発
- 涸沼環境学習会の開催による子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出

■ 2-1-2 涸沼の水質改善(P66)

- 「クリーンアップひぬまネットワーク」との連携強化によるクリーン作戦など水質改善に向けた実践活動の促進

■ 2-2-1 ごみの適正処理と資源化等の促進(P70)

- 資源化手法の設定など、新たなごみ処理体制への移行に必要な施策の検討・推進と円滑な移行
- ごみの分別方法の周知徹底、集団資源回収活動など町民、事業者、町の協働による取り組みの推進

■ 2-2-3 ごみの不法投棄の防止(P70)

- 「茨城町まちをきれいにする条例」の周知、監視体制の強化による不法投棄の防止

■ 2-3-3 公共下水道の整備(P74)

- 早期かつ低コストな工法の検討・導入による経済効率の高い整備の推進、啓発活動の推進による接続率の向上

■ 2-3-4 農業集落排水の整備(P74)

- 新たな整備計画区域の調査・検討、啓発活動等の推進による接続率の向上

■ 2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進(P74)

- 合併処理浄化槽設置整備に対する補助の実施、計画的な補助基数の拡充

▶重点プロジェクト5 みんなつながる交流人口拡大プロジェクト

交流人口の拡大による町経済の活性化、観光・交流から定住・移住への展開を目指し、観光・交流機能の強化や地域間交流の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■ 4-3-2 観光・交流資源の連携(P117)

- 涸沼自然公園をはじめ祭りやイベント、直売所などの既存の観光・交流資源の有機的な連携
- 「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」における涸沼の魅力発信による観光振興、情報の提供や学習会の開催など交流・学習の推進

■ 4-3-5 農家民泊等のさらなる展開の促進(P117)

- 需要の増大に対応した受け入れ体制の強化、本町の特性・資源を最大限に生かした体験プログラム等の充実によるさらなる展開の促進

■ 4-3-6 地域間交流の充実(P118)

- 友好交流都市などとの交流内容・回数等の充実による多くの町民の参加と町民・関係団体主導の交流事業の展開

■ 4-3-7 魅力発信の強化と茨城町ファンの拡大(P118)

- 「いば3ふるさとサポーターズクラブ」のPR活動の積極的推進による会員の加入促進、SNSや季刊誌などによるタイムリーな情報提供や交流会の開催などによる会員相互の連携及び活動の強化

▶重点プロジェクト 6 みんなが輝く協働プロジェクト

住民主体の地域づくり、町民や関係団体、民間企業、大学等がともに公共を担うまちづくりを目指し、地域における消防・防災体制の強化や町民参画・協働の促進、コミュニティ活動の活性化に向けた施策を重点的に進めます。

■ 2-5-4 地域防災力の強化(P81)

- 団員の確保や施設・装備の計画的更新による消防団の充実・強化の促進
- 大災害において消防団活動に協力する事業所の募集

■ 2-5-5 総合的な防災体制の確立(P81)

- 防災行政無線のデジタル化及び指定避難所等へのWi-Fi環境の整備による災害時の情報伝達手段の確立、速やかな情報発信
- 災害発生時に備えた他自治体や企業、団体等との協力体制の強化

■ 6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進(P137)

- 関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実、新たな連携事業の創出

■ 6-1-6 情報発信体制の強化(P138)

- ホームページやSNSを効果的に活用した情報発信体制の強化

■ 6-2-1 コミュニティ意識の啓発(P141)

- コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供の推進

■ 6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援(P141)

- 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と利用促進による行政区の活性化等を目的とした活動等に対する支援
- 集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用したコミュニティ活動への協力・支援

資料編

茨城町第6次総合計画策定経過

茨城町総合計画策定条例

茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

茨城町総合計画審議会条例

茨城町総合計画審議会委員名簿

茨城町第6次総合計画策定経過

期 日	会議等	内 容
平成28年 8月24日	第1回策定委員会	●策定方針について
平成28年 9月 1日	庁議	●策定方針の決定
平成28年 9月 2日～ 平成28年 9月16日	「茨城町のまちづくりに関するアンケート調査」	●満18歳以上の住民3,000人（無作為抽出）を対象に実施
平成28年10月18日	第1回ワーキングチーム会議	●策定方針及びスケジュールについて
平成28年10月25日～ 平成28年10月28日	第2回ワーキングチーム会議	●第5次総合計画後期基本計画の進捗状況ヒアリング ・重点プロジェクト ・主な施策
平成29年 2月 2日	第2回策定委員会	●町民アンケート調査結果報告 ●第5次総合計画後期基本計画各施策に係る進捗状況報告
平成29年 2月20日	第1回総合計画審議会	●総合計画審議会委員の委嘱状交付 ●第6次総合計画の諮問 ●第6次総合計画策定方針について ●町民アンケートの調査結果について ●第5次総合計画後期基本計画の進捗状況について
平成29年 4月24日	第3回策定委員会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 4月28日～ 平成29年 5月12日	庁内調査（ワーキングチーム員）	●総論・基本構想（検討原案）の調整
平成29年 5月 2日	第2回総合計画審議会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 5月23日～ 平成29年 6月21日	庁内調査（ワーキングチーム員）	●基本計画（検討原案）の調整
平成29年 6月20日	第4回策定委員会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 7月28日	第3回総合計画審議会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 9月20日	第5回策定委員会	●基本計画（検討原案）について
平成29年 9月28日	第4回総合計画審議会	●基本計画（検討原案）について
平成29年10月17日～ 平成29年11月15日	パブリック・コメント（意見公募）手続	●第6次総合計画（案）について
平成29年10月18日	第6回策定委員会	●第6次総合計画（案）に係る住民説明会について
平成29年10月23日	住民説明会（長岡地区）	●長岡小学校体育館において実施
平成29年10月26日	住民説明会（川根地区）	●旧川根小学校体育館において実施
平成29年10月27日	住民説明会（上野合地区）	●旧上野合小学校体育館において実施
平成29年11月 2日	住民説明会（沼前地区）	●旧沼前小学校体育館において実施
平成29年11月 6日	住民説明会（石崎地区）	●旧石崎小学校体育館において実施
平成29年11月24日	第7回策定委員会	●住民説明会の実施結果について ●パブリック・コメント（意見公募）手続の結果について
平成29年11月29日	第5回総合計画審議会	●住民説明会の実施結果について ●パブリック・コメント（意見公募）手続の結果について ●第6次総合計画（案）に対する答申について ●第6次総合計画審議会答申
平成29年12月 1日	第8回策定委員会	●第6次総合計画の決定について
平成29年12月 6日	議会第4回定例会	●第6次総合計画「基本構想」について議案上程
平成29年12月15日	議会第4回定例会	●第6次総合計画「基本構想」について議案可決

茨城町総合計画策定条例

○茨城町総合計画策定条例

平成28年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、茨城町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における茨城町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の町の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示した基本方針や各施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、茨城町総合計画審議会条例(昭和45年茨城町条例第14号)第1条に規定する茨城町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨 町 企 政 第 5 9 号
平成29年 2月20日

茨城町総合計画審議会会長 様

茨城町長 小林 宣夫

茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨城町第6次総合計画を策定したいので、茨城町総合計画策定条例第3条の規定に基づき諮問します。

諮 問 理 由

本町は、平成20年12月に基本構想を含めた第5次総合計画を策定し、その後、平成25年3月に後期基本計画を策定してまちづくりを進めてきております。

この第5次総合計画の計画期間が平成29年度をもって終了するにあたり、10年間の茨城町の目指す町の姿やまちづくりの基本方針を明らかにし、町民とともにまちづくりを推進していくための指針となる新たな茨城町第6次総合計画について意見を求めます。

茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

平成29年11月29日

茨城町長 小林 宣夫 様

茨城町総合計画審議会
会長 栗原 完次

茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

平成29年2月20日付け茨町企政第59号で諮問のあった標記の件について、茨城町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、別添「茨城町第6次総合計画（案）」として取りまとめたので答申いたします。

なお、この答申に基づく総合計画の計画推進に当たっては、下記事項に十分配慮の上、計画の確実な実現に向けて努力されるよう希望いたします。

記

- 1 町の将来像である「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向け、重点プロジェクトを中心に各施策を積極的に推進するとともに、施策ごとの数値目標である「ベンチマーク（成果指標）」の達成に向け、着実な進行管理に努められたい。
- 2 人口減少を食い止めるため、一つの分野における取り組みだけでなく、様々な分野における取り組みを一体的に進め、本町の特性・資源を最大限に生かしながら、人口減少の抑制及び定住・移住の促進に努められたい。
- 3 計画の推進に当たり、本計画及び施策の内容を広く周知し、町民や関係団体の参画・協働を促進するとともに、民間企業や大学等との連携・協力体制をさらに強化し、新たな時代の協働のまちづくりに向け進めるよう努められたい。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

茨城町総合計画審議会条例

○茨城町総合計画審議会条例

昭和45年7月29日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茨城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 団体代表
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨城町新町建設審議会設置条例(昭和31年茨城町条例第69号)は、廃止する。

茨城町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
町議会議員	海老澤 忠	茨城町議会議長	
	田家 勇作	茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	
団体代表	箭原 和敏	茨城町農業委員会会長	
	山西 忠	茨城町商工会長	
	栗原 完次	茨城町区長会長	会長
	萩谷 元男	茨城町教育長職務代理	
	伊藤 広子	茨城町女性会連絡協議会長	
	山口 美知子	茨城町交通安全母の会長	
	東ヶ崎 静仁	茨城町民生委員児童委員協議会長	
学識経験者	小川 哲哉	茨城大学教育学部教授	
	一ノ瀬 彩	茨城大学工学部助教	
	篠原 賢一	常陽銀行長岡支店長	
	平澤 協一	全国認定農業者協議会長	
	松野 聖史	茨城町商工会青年部長	平成29年2月20日～ 平成29年9月27日
	坪 正美	茨城町商工会青年部長	平成29年9月28日～
	山口 成子	J A水戸茨城支部女性部長	副会長

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

茨城町第6次総合計画
《いばらきまち未来への道しるべ》

発行：平成30年3月

発行者：茨城県茨城町

編集：町長公室企画政策課

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL：029-292-1111（代表）

URL：<http://www.town.ibaraki.lg.jp/>

